

「大鼓金春流」考(上) : 金春三郎右衛門家の歴代、他

表, 章 / オモテ, アキラ

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究 : 能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

23

(開始ページ / Start Page)

35

(終了ページ / End Page)

98

(発行年 / Year)

1999-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020521>

「大鼓金春流」考（上）

——金春三郎右衛門家の歴代、他——

表章

はじめに

現今の能界で「金春流」と呼ばれている流儀は、シテ方金春流と太鼓方金春流だけであるが、昔は大鼓にも金春流があった。江戸初期から幕末・明治初年まで続いた流儀で、家元は金春座に所属した金春三郎右衛門家だった。初代の三郎右衛門氏則が台徳院徳川秀忠に召し出されて以来、配当米式拾七石・六人扶持が基準の俸禄で、幕末までそれが続いていた。初代以来、初めは三助と称し、家督相続後に三郎右衛門を襲名するのが習わしだったので、大鼓金春流は三郎右衛門流とも呼ばれた（『猿楽伝記』など）。

その金春三郎右衛門家も流儀も明治維新後に絶えたため、明治以後に編纂された能楽諸家の系譜類には大鼓金春家の分が含まれないのが常であり、まとまった由緒書も、享和二年（一八一三）に五座の諸家が幕府に提出した分などが残されている可能性が高いはずであるが、存在が報告されていない。系図・由緒書などの基礎的資料のないことが原因になってか、この流儀についての先行する研究も管見には入らない。そのため、江戸期の演能記録などにしばしば名が

見える三助・三郎右衛門が何代目なのかの認定も容易でないなど、江戸時代の能楽史関係の諸調査において難儀を感じるものがしばしばであった。ことに、平成八・九・十年度に科学研究費補助金の交付を受けて実施した表章を代表者とする共同研究「近世以前の能役者の総合的研究」の中で出演記録に基づく演者名索引を作るにあたって、系譜不明の他家の数代混在の通称と同じく、三助・三郎右衛門の処置に困惑しきっていたのである。

そうした金春三郎右衛門家の歴代の事績を可能な限り搜索し、それを通して大鼓金春流の歴史の概略を把握することが本稿の目的である。三郎右衛門家の略系図と、大鼓金春流の足跡をたどる略年表をも末尾に付載するであろう。主たる資料は、金春三郎右衛門が所属した金春座の文書群である般若窟文庫(宝山寺から法政大学能楽研究所が譲り受けた文献資料)の文書、先祖を同じくする太鼓観世家(観世元信氏)所蔵文書、江戸期の分限帳や書上の類と、整理しきれないほど多数伝存する番組類に現れる出演記録とである。不明な点や不備を多く残した考察ではあるが、完成のあり得ない課題でもあるので、不備のまま発表し、大方の参考に供するとともに、不明な点についての御教示を仰ぐことにした。いささか長大な考察になったので、本号と次号とに分載する。

なお、大鼓(おおつづみ)の金春三郎右衛門家は、太鼓(たいこ)の金春家から分かれている。太鼓金春家には、禅竹から数えて三代目の金春大夫元安(禅鳳)時代から活動した金春彦九郎権守を共祖とする二つの流れがあった。江戸時代になっての歴代の通称で言えば惣右衛門家と又右衛門家で、その又右衛門家から金春三郎右衛門家が分立したのである。本稿が「太鼓観世家」の語を多用しながら「太鼓金春家」と言わないのは、それが通常太鼓金春流の家元たる金春惣右衛門家を意味することに配慮し、それとの混同を避けるためである。三郎右衛門家の本家たる太鼓の家は、(金春)又右衛門家と呼んでゆく。

一 初代の祖父と父と兄弟と

大鼓金春流の家元金春三郎右衛門家の初代は氏則である。彼は金春座太鼓方金春又右衛門重家の子で、太鼓の観世左吉重次や金春五郎右衛門とは兄弟である。そうした家系を把握するため、まず祖父や父親の又右衛門重家の事績から見てゆこう。この節では太鼓観世家所蔵文書に基づいたりそれを参照したりすることが多いが、同家蔵の書状類については、本誌第十五号（平成2年12月）に「太鼓観世家蔵古書状類の紹介と解題」と題して表章が約70点を一連番号を添えて翻印・解説している。その旧稿に含まれる文書に言及するときは、「*17」などの形で、旧稿での位置を同稿の一連番号で示してゆくことにする。

【1 初代の祖父金春弥七郎喜家のこと】

大鼓金春流の自家筋たる金春又右衛門家の血統上の初代と言えるのが、『四座役者目録』（以下すべて下巻の『近代四座役者目録』のこと）が「今春方近代太鼓撃之事」の節で今春彦九郎権守のすぐ後に項目を立てている「今春彦四郎」である。「彦四郎」の名が実は「弥七郎」の誤りであろうことは後述するが、しばらくその名で述べてゆこう。

彼は禅鳳の子の四世金春大夫七郎氏昭（氏照とも）の子で、五世八郎喜勝の弟にあたる。金春彦九郎権守に師事し、金春座の太鼓方として活動したが、あまり上手ではなかったらしく、『四座役者目録』は、「太鼓ハ下手也」と決めつけ、若年で祖父金春禅鳳がシテの（老松）の太鼓を打った際に、後シテの出の囃子（出端）の位が早過ぎて、酔った禅鳳が待謡から再度謡わせて太鼓を打ち直させた逸話を載せている。同書は記事の末尾に「弥四郎ト云タト豊勝被レ申候

後藤右衛門ト云」と加筆しているが、その藤右衛門の自筆書状[*5]が直系の家たる太鼓観世家に伝存し、同家では(金春又右衛門家でも)藤右衛門の初名を「弥七郎」と伝えている。『四座役者目録』の編者観世勝右衛門元信の兄の観世新九郎豊勝(兄弟ともに小鼓役者)が語ったという「弥四郎」は、豊勝自身の記憶違いか元信が聞き違えたかであろう。金春喜勝の弟で金春彦九郎弟子とされる点は『四座役者目録』の彦四郎も太鼓観世家の言う弥七郎も同じであり、金春又次郎(又右衛門)の父とされる点も同様であるから、彦四郎・弥七郎は同一人物に相違ない。改名したと考えれば別に矛盾ではないことになるが、「又二郎↓又右衛門」など類例の多い改名に比較して、「彦四郎↓弥七郎」(またはその逆)の改名は可能性がかなり低かろう。江戸後期の金春大夫家系図も喜勝の弟を弥七郎としており、彦四郎説は『四座役者目録』だけであるから、それが誤伝の惧れが強いのではなからうか。「彦四郎」が笛の名人として著名な笛彦兵衛の初名で、金春禅鳳晩年の芸談たる『禅鳳雑談』でもその名で語られており、そんな著名役者と同じ通称を金春大夫氏昭が子に名乗らせたのだろうかとの疑問も、「彦四郎」が誤伝ではないかを疑わせる。『四座役者目録』はすこぶる有用な資料であるが、個々の記事には多くの誤りをも含んでおり、「七」と「四」の混乱などは他にも例が多い。「彦四郎」説は捨て、金春大夫喜勝の弟で太鼓役者として活動したのは「弥七郎」だったとしておきたい。

金春弥七郎の妻は観世(似我)与左衛門国広の妹であるとの伝えが太鼓観世家や金春又右衛門家や金春大夫家にあった。後掲の資料Aの③や資料Cなどがそうである。子が国広に師事したことからもその伝えは事実かと思われるが、確証はない。国広の妻の従姉妹だったとの説が金春大夫家にあった(『金春古伝書集成』六二七頁注九参照)のも、与左衛門妹説に確証がないことから生じたユレと解される。

弥七郎の没年月日・行年・法名を伝える資料に、太鼓観世家蔵の江戸初期筆の系譜書付一枚がある。記載された九人中の七人までが本稿に取り上げる人物なので、その全体を少しく整理した形で掲出しておこう。

①金春八郎喜勝 行年七十四歳

天正十一未年五月廿六日
及連

②同 弥七郎喜家 行年七十八歳

文禄二巳年四月三日
道壽

③同人妻 何不知 似我妹

④同 又右衛門重家 一世 六十二歳

寛永二丑年八月七日
宗可 文禄二年に廿九歳

⑤同人妻 行年七十六歳

慶安四年四月十六日
妙可 文禄二年に十七歳

⑥同 左吉 重次 一世 六十六歳

万治元戌年九月四日
宗閑

慶長十七年八月廿日駿府ニおゐて被召出ニ廿歳
寛永十七年十一月廿五日於江戶ニ紫調御免
此時妙可三郎右衛門・五郎右衛門江文有之 自筆

⑦同 三郎右衛門

寛文三年 二代様御配当配分廿石
道可 宗可被召出

⑧同 五郎右衛門 重則

明暦二申年

浄颯

⑨同 又右衛門重恒

〔資料A〕

識語の類のない書付であるが、⑦の三郎右衛門の没年たる寛文三年(二六三)を肩書し、延宝六年(二六六)十二月に没した⑨又右衛門重恒には法名も記載していないから、その間に書かれた文書であろう。寛文十一年に没した観世三郎兵衛重照(⑥左吉の嗣子)が筆者のようである。④の行年を62歳とするのも又右衛門家が66歳とするのとは異なる太鼓観世家(Ⅱ左吉家)の伝えである。④⑤の文禄二年(②の没年)の年齢書が没年・行年に基づく算出と一年ずれているなどの不備はあるが、他の資料からは判明しないことを含む有用な系譜資料である。

資料Aの②が問題にしている弥七郎についての記録であり、これによって、彼の実名が「喜家」、法名が「道寿」であったことや、文禄二年(二五三)四月三日に行年78歳で没したことが知られる。逆算すれば生年は永正十三年(二五六)で、兄の金春八郎喜勝(宍蓮)よりは6歳年少だったことになる。太鼓観世家蔵の延宝元年の「先祖書扣」に「吸連弟俗名藤右衛門」の法名を「宗知」とする異説があり、また明和八年(二七二)に十五世観世大夫元章が編んだらしい『観世大夫家過去帖』(観世文庫蔵。徳川氏や他の能楽諸家分をも含むが、辞書の抜書なども混じる雑多なメモ的内容)に、

永禄六癸亥四月廿五日死 金春七郎喜照次男

道寿居士 宗和

若名 彦四郎
後 藤右衛門

金春弥七郎喜家

と、種々の記録を折衷してまとめたらしい一項があって、没年を永禄六年(二五三)、法名を宗和とする異説もあったことが知られるが、法名はともかく、永禄六年没説は、天正末年らしい藤右衛門自筆書状の存在とも矛盾し、とうてい

信じられない。金春弥七郎の没年や行年については資料Aの説に従っていいであろう。

右に見た金春弥七郎喜家は、『四座役者目録』が金春座の太鼓の一人として項目を立てており、又右衛門家の始祖と位置づけられておかしくない人物であるが、太鼓観世家でも金春又右衛門家でも、彼を始祖としてはいない。資料Aが④の又右衛門重家に「一世」と記しているのが又右衛門家が重家を初代としていたことを示し、⑥の左吉重次に「二世」と記しているのが、太鼓観世家が初代を左吉重次としていたことを物語っている。いわば新家である太鼓観世家が左吉を初代とするのは当然であるが、又右衛門家が弥七郎を始祖の父としか扱わないのは、いささか気の毒である。彼の芸系が又右衛門以後の似我流（観世流）とは違っていたためであろうか。出演記録を一つも見いだせないのは、主たる活動期が戦国末期で記録自体が乏しいためであろう。秀吉が四座を制度として保護するようになる以前に活動を終えた目立たぬ存在だったことも、子孫に軽視された一因と思われる。子の又次郎宛の天正六年（一五八八）らしい観世与左衛門国広書状[*2]に「御親父様の健康がすぐれないようで心配です」といった意味の文言が見えるのは、没する十五年前の弥七郎についてのことである。その頃には藤右衛門と改め、間もなく引退したのではなからうか。太鼓観世家に通だけ現存する藤右衛門名義の書状[*5]に年代を推測させる文言が含まれないのが残念である。

【2 初代の父金春又右衛門重家の事績】

初代金春三郎右衛門の父の又右衛門重家は、右に見た弥七郎の子である。初名は又次郎（又二郎とも）で、諸記録にはその名で記録されていることが多い。『四座役者目録』も「金春彦四郎」の次に「同又次郎」の項目を立て、左のように記している。（・は底本〔著者自筆本〕の句切りの朱印。句読点は本稿での補足。濁点・振仮名は底本通り）

同又次郎——彦四郎が子也。親ニ太コ習、ヤガテ道智状ナドヲ取・似我与左衛門ノ弟子ニナル・後・又右

衛門ト云・ヒヤウシガタ中也。併・道智ナドニ・セガミ入レラレ・箬ニハアウナリ。太コ・物ハキレズ・併・ヲヤヨリハ・ハルカマシタリ・打ブリ・エモン・エホウシナドヨクキル・センボウ太コヲバ似我与左衛門ニ習タルヨシ・今春宗意被_レ申候ト也。ツヤノナキ・太コニテアリタルト、豊勝モ惣右衛門モ被_レ申候也。

冒頭に「彦四郎が子也」とあるのは、前述のごとく他資料によって「弥七郎が子也」と読み代えるのが妥当な所である。文中の今春宗意は金春彦九郎権守の養子(観世座小鼓観世彦右衛門の弟)で初代の金春惣右衛門の実父。豊勝は観世座小鼓の観世新九郎。惣右衛門は宗意の子の金春惣右衛門である。二例現れる「併」はシカシナガラと読む字。「セガミ入レラレ」は誤写があるのか意が通じず、転写本には「セガミ取入」とした本もある。それに近い意ではあるらしい。「センボウ」は〈朝長〉の能の特殊演出「懺法」で、太鼓の最奥の習い事である。

又次郎が最初は親の弥七郎に太鼓を教わりながら観世座の似我(観世)与左衛門国広の弟子になったのは、父親がさほどの名手ではなかったのと、国広(彼のあだ名が似我で、姓同様に使用された)が当代随一の名人だったのと、両因があいまってであろうが、母(弥七郎の妻)が国広の妹だったのなら国広と又次郎は伯父・甥の関係になるから、似我の後継者がいなかったための周辺の配慮に基づくことも想定される。『四座役者目録』が道智(金春座太鼓の大蔵二介虎家の法名)の紹介状をもらって似我の弟子になったと言うのは、太鼓観世家蔵の似我から大蔵二介宛の天正五年の書状[*1]に、梅千代殿の弟子入りを承諾する旨の文言が見えるのに影響され、その梅千代を金春又次郎の幼名と解していることらしいが、同書状の文面からは梅千代は又次郎と別人と解すべきで、事実ではあるまい。それにしても、又次郎が国広に師事したのは事実で、又次郎の直系の後裔たる太鼓観世家に、又次郎宛の国広書状[*2]、天正八年極月吉日付の又次郎への相伝起請文[*3]など、両人の関係を裏付ける資料が幾つも伝存している。ことに相伝起請文は、太鼓の秘事6項の名目——壹丁太鼓之事／鷲太鼓之事／獅子太鼓之事／猩々乱太鼓之事／先法太鼓之事——を列

記した後に、家の大事一切を相伝した由を誓約した内容で、国広はまだ若年の又次郎の芸を評価し、亡き嗣子与五郎に代わる後継者として秘事を相伝・印可したことを明示している。国広は観世座、又次郎は金春座であったが、座の別なく広く活動するのが室町期からの雛子方の習わしであり、他座の名手に師事した例は他にも多い。かくて、金春座の太鼓方の又次郎が観世座の太鼓の秘事を相伝したことが、後に又次郎の長男の左吉が観世座の太鼓方になり、今の太鼓観世家の事実上の初代となった背景であった。

又次郎は天正期から金春座の太鼓方として活動していたはずであるが、雛子方まで記載した当時の演能記録が僅少で、天正期の出演記録は同十八年（一五〇）九月十八日の関白秀吉毛利輝元邸御成能で金春大夫安照がシテの〈高砂〉の太鼓を打った一例（『小鼓大倉家古能組』）を見ただけである。文禄二年八月十三日に肥前名護屋で秀吉が四座の大夫を呼び寄せて催した能で金春大夫の〈東方朔〉を打っている（『古之御能組』）のや、同年十月五日からの秀吉主催禁中能の初日に秀吉がシテの〈皇帝〉を打っている（同上）のがそれに次ぐ（この時の禁中能の番組には〈皇帝〉の太鼓を記さないものが多いが、〈皇帝〉は太鼓の出る曲）。下間少進の『能之留帳』にも文禄以降はしばしば名が見え、秀吉から家康・秀忠にかけての頃が彼の活動期であった。後代の又右衛門家の伝え（後掲の資料C）は秀吉の時代に紫調を免許されたとしているが、事実ではあるまい。当時の記録もないし、子の観世左吉が寛永十七年（一六四〇）に紫調を許されたのに先立って、若年寄（能役者を管轄した）の朽木民部少輔植綱が左吉に太閤から紫調を許された役者など先例について報告を求めた〔*27〕のに対し、左吉が返答した書状の控〔*28〕が太鼓観世家に残っているが、それには「大閤様方むらさきのしらへ御ゆるし被_レ成候役者、ひのくち・幸五郎二郎、両人之由承候」とあって、実父には言及していない。秀吉紫調認可説は後代の又右衛門家が創り出した伝えであろう。

慶長八年（一六〇三）の徳川家康將軍宣下祝賀能、同十年の徳川秀忠將軍宣下祝賀能にも又次郎は出演している。配当米

が八十石だったとの伝え(後述)は、文禄二年に秀吉が発足させた猿樂配当米の制度を徳川政権が継承した後の禄高であろうが、囃子方としては十指に入る程度の高禄のほずである。

又次郎から又右衛門に改めたのは、『能之留帳』の出演記録によると、慶長十六年四月二十三日(翌年四月八日の間であった。『駒井日記』文禄四年四月三日の条に、「一 御知行被下覚」として、関白豊臣秀次が知行を与えた七人の名と石高が列記されており、脇方の「(寅菊)次右衛門(二百五十石)」「しやくたう(赤土)(百石・四人扶持)」や、当時『謡抄』の編纂を手伝っていた「(鳥養)道晰(三百石)」らに並べて、「一 百五十石三人扶持 又右衛門」とある。この「又右衛門」に『増補駒井日記』(藤田恒春氏校訂)は「金春」と校訂者注記を添えているが、金春又右衛門はまた又次郎時代であり、誤りであろう。能役者ならば大鼓の植田又右衛門が考えられるが、彼は秀次の周辺で活動した記録を持たない(その点は金春又次郎も同じ)。能役者以外の人ではなかるうか。

又次郎改め又右衛門の出演記録は、元和六年(一六二〇)八月二十五日の江戸城での三座立合能に大蔵大夫の(船弁慶)を打ったのが管見では最後である。それは嗣子の新助が初めて名を出す催しでもあった。同九年六月に奈良で大病をわずらい、七月の盂蘭盆の頃には重態に陥ったが、一旦は回復し、翌年正月には長文の書状を認めてもいる。その間の状態を伝える本人や妻妙可からの書状が太鼓観世家に伝存している[*16-19]。が、寛永二年(一六二五)八月七日に奈良で没した。享年には62歳説(太鼓観世家)と66歳説(又右衛門家)とがあるが、前者では国広から懺法などの秘事を相伝された天正八年にまだ17歳だったことになる。それが21歳になる後者(永禄三年(一五七二)生れ)が可能性の高い伝えと思われる。観世元章も、又右衛門家の伝えを採用したと見えて、『観世大夫家過去帖』に、前掲の道寿居士(金春弥七郎喜家)分に続けて、「閑月宗可居士」に「金春又右衛門 六拾六歳 重家」などと注し、『雲上散楽会宴』(元章編の禁裏・仙洞関係能番組集)などの番組での年齢注記も、それに基づいて計算した年齢を又次郎に書き添えている。

重家は大病の前後に隠居したらしく、元和九年八月の二条城での徳川家光將軍宣下祝賀能には嗣子の新助が出演している（後述）。隠居に際して配当米は三男と四男と五男に配分されたようである。般若窟文庫蔵の貞享二年（二六五）の編纂と認められる『金春又次郎家訴訟事控』一冊は、又右衛門家四世当時の文書で、系譜資料をも含むが、その首部の「系図之下書」の末尾に、「御切米之事」と題して、

一 金春又右衛門 法名/宗可 御切米 八拾石 此内三ツニ別レ申候

一 金春 新助 後ニ五郎右衛門ト云 三拾五石

一 金春三郎右衛門江 式拾五石

一 金春七左衛門江 式拾石

是ハ加賀守内 中間之者与口論ニ而打果シ跡なし

〔資料B〕

とある。ここに言う「御切米」は俸禄といった程度の用法のほずで、厳密には「配当米」である。新助（五郎右衛門）が家督を嗣いだ五男、三郎右衛門が大鼓金春家の始祖で三男、七左衛門が四男で、彼らについては次項に考察する。俸禄を何人かの子に分けて相続させることは江戸初期には能役者にも認められたらしく、元和七年に没した金春大夫安照が、五百石の領地を、後嗣（孫）の金春七郎に三百石、次男で分家した金春八左衛門に百五十石、三男で大蔵大夫家を再興した庄左衛門に五十石と三分した例が著名である。

又右衛門重家の妻については、資料A⑤に慶安四年（二六五）に76歳で没した「妙可」が記載されているが、異説もあった。『観世大夫家過去帖』は重家の法名分に続けて、

承應二癸巳十一月十三日

筒井伊賀守家来

法光院心月清閑信女 又右衛門妻

磯川道果姪

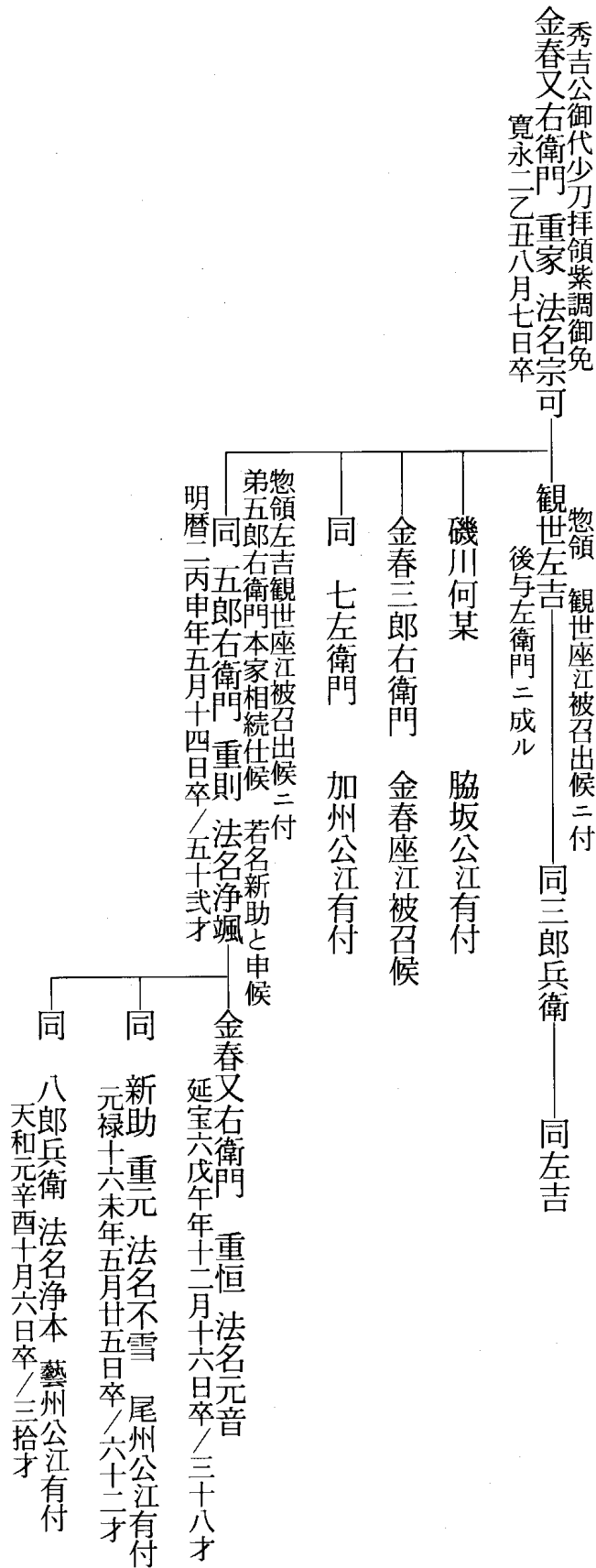
と記しており(明和八年までの年数書と振仮名省略)、没年月日も法名も資料Aとは異なる。続いて太鼓観世家の歴代の法名が記載されている点からは、こちらは太鼓観世家の伝え、Aが金春又右衛門家の伝えかとも疑われるが、資料A全体が太鼓観世家の伝えであることは前述した。太鼓観世家蔵の正保四年と推定される奈良から発信された観世与左衛門宛「みやうか」書状[*20]は、文中に三郎右衛門・五郎右衛門への言及もあり、三兄弟の母親(重家妻)からの書状に相違ないから、資料Aの「妙可」説が正しいことが確実視される。従って『観世大夫家過去帖』は誤伝、または別人の法名・忌日に妙可分の注記を添えてしまった類の誤写と思われるが、注記の「磯川道果姪」とする説は注目に値する。重家次男の「磯川何某」の項に言及するように、磯川姓は又右衛門家と縁が深かった。その姓の由来の説明が右の注記によって可能となるからである。

なお、金春又右衛門重家は現今も舞台上での演奏に使用されている「又右衛門台」と呼ばれる太鼓台の発明者と伝えられている。往昔の太鼓は打ち手とは別に太鼓持ちが出て打ち易いように太鼓を支えていた——それがいわゆるタイコモチ(幫間)の語源となった——が、天文頃から台に据えて打つように変わった。当初は挟み台と呼ばれる形のものであったが、不都合が多かったのを、又右衛門重家が工夫をこらして又右衛門台を創出し、創案者の名を冠して能界に流布するようになったとの伝えで、池内信嘉氏の『能楽盛衰記』(上冊一九頁)にも紹介されている。明治七年に太鼓観世流家元を継いだ観世元規が家伝の資料に基づいて編んだ詳細な家譜たる『元規遺事』(明治三十一年一月序)の重家の条に絵図入りで詳述されている記事が池内氏の説明の典拠と認められるが、先行する江戸期の文献にそうした伝えのあることを聞かない。流儀を問わずその名で呼ばれている点からも又右衛門の創案に成るのは事実と思われるが、又右衛門は同家歴代(例外もある)の通称である。それを初代の又右衛門の業績とするには、せめて「又右衛門台」の名称の使用例なりとも、江戸時代前半の記録がほしいところである。

【3 初代の兄弟たち】

初代の金春三郎右衛門は2に略述した金春又右衛門（又次郎）重家の三男である。重家には男子五人があり、資料Aの⑥が長男、⑦が三男、⑧が五男である。この三人はそれぞれ家元または家元格の能役者だったので諸資料に名が出るが、次男・四男について言及した資料は少なく、般若窟文庫蔵の文化九年（一八三）金春八左衛門安住筆の金春又右衛門家系図が、兄弟五人を列記した資料で管見に入った唯一のものである。重家五男の家（又右衛門家）の文化九年当時の当主五郎助所持の系譜資料を転写した長大な巻紙の冒頭に位置するこの資料の、首部のみを掲出しておこう。

父金春七郎秦氏照宗推之次男金春／藤右衛門宗和 母観世似我与左衛門妹



〔資料C〕

冒頭の翻字一行分は重家への注記を大きな字で書いたもの。血統上の初代を釣書に加えず、初代の父として取り扱
うのが又右衛門家の伝統的な処置だった。二段目が重家の五人の子である。順次その経歴を略述しておく。

長男の左吉は諱が重次、太鼓観世家の始祖であり、万治元年(一六五〇)64歳没なので、文禄四年(一五九三)生れ、父重家36
歳の子である。少年時代から父と同じく金春座の太鼓方として活動したが、大御所徳川家康に駿府下向を命じられ、
長福丸(後の徳川頼宣)の相手役者として慶長十六年(一六二二)頃に駿府に下り、その時から配当米八十石・十三人扶持を
頂戴したと由緒書は言う。慶長十九年に家康に金春座から観世座への転属を命じられ、数年後(元和四年四月らしい)
には観世大夫暮閑から観世姓を許されて金春左吉から観世左吉に改名した。続いて元和四年(一六二〇)七月には、観世与
左衛門国広の未亡人が観世大夫家に預けてあった国広伝書の一式を暮閑から譲られて、国広の後継者としての観世左
吉の地位が確立した。転属・改名・伝書移譲は由緒書に言うのみならず、当時の関連資料が太鼓観世家に家宝として
伝存しており[*8~15]、確かな事実である。観世姓認可も国広伝書譲渡も家康の遺志に基づくことだったと、子の
三郎兵衛が記している。以後の左吉は、幕閣や観世大夫(十世重成・十一世重清)に重用され、喜多七大夫・幸小左衛
門・葛野九郎兵衛らの年長の実力者からも一目を置かれ、一代の間に太鼓観世家を能界の旧家的存在として安定させ
た。寛永六年(一六三〇)に大御所秀忠の所望で喜多七大夫が(石橋)を復曲した際に、左吉が所持する国広の伝えが基礎と
され、七大夫や大鼓を打った葛野九郎兵衛が左吉宛の起請文を書いている[*39・55]ことが、当時の左吉の地位を物
語っているよう。金春左吉時代から観世左吉時代を経て与左衛門時代まで、膨大な出演記録を残しているが、それへの
言及は省略する。寛永十七年十一月二十九日の江戸城二之丸での大僧正天海饗応能の際に將軍家光から紫調を免許さ
れ、名を与左衛門に改めた。46歳の時で、むろん父の師匠だった観世(似我)与左衛門国広の後継者を自負しての改名
であろう。明暦四年(一六五八)四月に提出した隠居願が認可されて故郷奈良に帰り、同年(万治元年)九月四日に没した。

法名瑞光院月峯宗閑居士。十世親世大夫重成の次男権八を養子にして左吉を襲名させていたが、その養子は病気のため奈良に退隠し、実子の万吉が三郎兵衛と改めて家督を嗣いだ。その子三世からは歴代が左吉を襲名し、何人かは与左衛門と改めてもいる。現在の太鼓親世家の当主親世元信氏は、左吉重次から数えて十一代目にあたる。

次男の磯川何某については、資料Cが「脇坂公江有付」と言うのが把握できた唯一の伝えで、事績不明である。脇坂公とは、元和三年から信濃飯田城主だった脇坂淡路守安元（承応二年〔一六三三〕没）であろう。太鼓親世家に脇坂淡路守宛の林道春書状*35二通が伝存し、親世与左衛門（重次）宛の二通の道春書状*33・34と一連のもので、寛永十七年に紫調を認可された与左衛門重次が、慶安二年（一六五九）になってその由来記の執筆を林道春に依頼し、翌年に完成したが、それを斡旋したのが脇坂淡路守であったことが知られる。道春は必要な資料は与左衛門に直接請求していたのに、出来上がった段階での脇坂への書状に「貴様被_レ仰ニ付仕候。御届可_レ被_レ成候」と言い、完成した『紫調記』を脇坂に送り、脇坂から親世与左衛門に渡す処置を採っているのである。与左衛門が弟の仕える脇坂淡路守を通して林道春に依頼したものと推測され、慶安二年の段階で重次男の磯川某は脇坂に仕えていたのである。

金春姓ではなく脇坂姓なのは、能役者としてではなく召し抱えられたことを思わせるが、必ずしもそうは言えない。父又右衛門重家の元和十年と推定される親世左吉宛書状*19に「二郎右門へも文にて可_レ申候へ共、煩ニ候間六かしく候間、御心得頼申候」の形で名の見える「二郎右（衛）門」は、直前が新介（五男）・三介（三男）への言及である点からも重家の子の一人であろうから、次男磯川某の通称が二郎右衛門だったと考えられる。元和十年にはすでに仕官済みだったらしい。その金春二郎右衛門が姓を磯川に改めて太鼓役者として脇坂淡路守に仕えたのではあるまいか。

「磯川」は又右衛門家と縁のある姓である。先に紹介した重家の妻に関する『親世大夫家過去帖』の異伝は、重家妻の実家の姓を磯川としていた。重家次男二郎右衛門はその母方の姓を名乗ったのであろう。般若窟文庫蔵の『金春

又次郎家訴訟事控』は、資料Bの前に位置する金春又右衛門家系図の中で、五男新助(五郎右衛門)の次男で尾張藩太鼓方だった新助(資料C下段分)に、「後ニ剃髮改名、磯川不屑与申候」と注記を添えており、重家次男の甥もまた剃髮後に「磯川」を名乗っている。母方の姓を名乗ることも、剃髮や退身後の改姓も例は多い。重家次男の場合は、彼が太鼓方として脇坂家に仕えたのなら金春姓のまま活動するのが自然のように思われる。それでいながら能役者としての仕官だったろうと考えたいのは、続く時代に磯川姓の太鼓役者が活動しているからである。『徳川実紀』元禄七年(一六九四)六月二十六日の記事に「猿楽磯川仁兵衛某、三橋彦次郎株次は、廊下番に擢らる」とあり、徳川綱吉が自己の能の相手をさせるため武士に取り立てた廊下番衆の一人に磯川仁兵衛が加えられたことが知られる。この磯川は「猿楽」というだけで素性不明であるが、観世文庫蔵の『元禄御能組』で見ると、元禄七年八月二十七日以降、江戸城内の能で太鼓役者として大活躍している。また『薪能番組』によれば、宝永二年(一七二五)の若宮祭から同四年の薪能にかけての両神事能に、磯川吉右衛門なる役者が出勤し、もっぱら金春座分の能の太鼓を打っている。両神事能に座衆は参勤せずに代役を立てることが多くなった時期なので、磯川吉右衛門が金春座衆だったとは言えないが、重家次男の磯川との縁がありそうなことは元禄の磯川仁兵衛と同様である。こうした磯川姓太鼓役者の存在が、重家次男の磯川某が太鼓役者だったこと示唆していよう。金春二郎右衛門の名で活動して退身後に磯川姓を称したのか、脇坂家仕官直後から磯川姓に改めたのかは、両様に考えられよう。なお磯川姓の大鼓役者もいた。元禄八年二月八日の薪能五日目の金春座分の〈祝言具服〉の大鼓が磯川千之助であり(『薪能番組』)、元禄十五年九月の観世大夫京都七本松勧進能では、三日目の〈頼政〉と四日目の〈自然居士〉の大鼓が磯川十右衛門だった(大倉三忠氏蔵『享保以前能番組』)。同じ勧進能の他の番組に右の二番の大鼓を「三助弟子」としたものもあり(観世文庫本等)、十右衛門は(磯川)二右衛門弟が始祖の金春三郎右衛門家四世三助の弟子であった。これら大鼓の磯川も重家次男の流れかも知れない。

三男がすなわち大鼓金春家の始祖である。彼については次節にまとめて述べる。

四男の七左衛門について資料Cが「加州公江有付」と言うのは、資料Bの同人への注記と同根の伝えであろう。金春姓の点から加賀藩に仕えたのは能役者としてに相違なく、父と同じく太鼓方であったろうから、加賀藩の記録を精査すれば出演記録が幾つか見つかるだろうと予測して調査してみたが、加賀藩の江戸初期の演能記録は意外に乏しく、収穫は皆無だった。ただ、田安德川家旧蔵の『寛永雜記』（能楽研究所配布『江戸初期能番組七種』解題参照）所収の番組によって、寛永六年五月二日の加賀中納言利常邸御成済後宴能（四月二十六日に將軍家光、二十九日に大御所秀忠の加賀藩邸御成があり、それが無事終了した後に幕閣や諸大名を招待しての祝宴があった時の能）の際に、〈翁〉付き9番の能の中の、金春大夫（重勝）がシテの〈藤永〉と、竹田庄五郎（権兵衛安信弟）がシテの祝言能（曲名不記）の太鼓を「七左衛門」が打っているのを見いだした。兄の左吉や弟の新助は先行する両日の御成能にも出演しているが、七左衛門は後宴能だけである。加賀藩能大夫の竹田権兵衛安信も後宴能だけで御成能には出演しておらず、御成能では四座系の役者を主とし、後宴能で自藩の役者を使うのが、当時の慣習だったらしい。他家への御成能（後宴能を伴うのも慣例だった）の記録に同例が多い。資料Bによれば父の俸禄八十石の内の二十石が彼に分与されているから、彼も五座（恐らくは金春座）に属したのであろうが（五座に属さない役者への分与は考えられない）、加賀藩が主たる活動の場だったため、江戸での出演記録が稀なのであろう。資料Bの注記によれば中間（従者）を殺害した咎で加賀藩を追放されたようであるが、それは正保二年（二酉）以前と思われる。同年四月二日から四日間にわたって竹田権兵衛安信が京都で催した勸進能には、加賀藩の名ある能役者が総動員されていると認められるが、その番組（般若窟文庫蔵）に七左衛門の名はないからである。仮に弟の五男より2歳年長だったとすれば、正保二年には43歳である。

五男の五郎右衛門（初名は新助）重則が又右衛門重家の後嗣であった。資料Cの彼への注記に言うように、長男の左

吉が観世座に移籍し、別の家を立てた形になったため五男が父の家督を嗣いだのであろうが、次男・三男・四男ではなくて五男が嗣いだのは、観世左吉の家とは別に又右衛門の家を子が嗣ぐことの認可が遅れたためではなからうか。前述の元和十年らしい観世左吉宛又右衛門重家書状*19に「新介もはやきり米もうけとり申由二候」の文言があり、その直前から新介(新助)が俸禄を頂戴するようになったと解されることなどが、それを思わせる。明暦二年に52歳で没したとの伝えは資料Cなど諸資料に見え、慶長十年生れになるから、長兄の観世左吉よりも10歳年下である。

彼の活動記録の大半は新助時代のもので、その初見は元和六年八月二十五日の江戸城三座立合能での(鶴)である。シテは喜多七大夫。新助は当時16歳だった。元和九年八月十六日の二条城での徳川家光將軍宣下祝賀能(後日)にも七大夫の(殺生石)を新助が打っており、この時にはすでに父の家督を嗣いでいたものと推測される。いわゆる式楽を代表する晴の能たる將軍宣下祝賀能に出演できるのは、五代將軍綱吉時代の例外を除けば、家元とその嗣子、及び家元格の家の当主だけに近い。父の又右衛門はむろん出演していない。寛永年間になると大御所秀忠と將軍家光の諸大名邸への御成が激増したのに比例して残存する能番組が多くなり、新助の出演記録も漸増している。寛永三年九月九日の二条城後水尾天皇行幸能に七大夫の(熊坂)を打ったのが最も晴れの舞台だった。御成能や江戸城での勅使饗応能にもしばしば出演しているものの、一番だけで軽い役が多く、習い事の(猩々乱)や(道成寺)は私的な催しでしか打っていない。家格が低かったためであろう。正保二年九月二日の水野隼人正忠清江戸藩邸での慰み能で(竹生島・三輪・鉢木・猩々乱・是界)の5番(全13番、太鼓物10番)を打ったりしており、力量は確かだったと思われる。

新助から五郎右衛門に改名した時期は、出演記録からは正確には把握できない。五郎右衛門とされた出演記録は寛永十六年六月八日の前田筑前守光高邸での(紅葉狩・祝言)を筆頭に四種を見いだしたが、みな『古之御能組』であり、同時期の他の記録はまだ新助なのを参照すると、後代に編纂する際に後の名に改めたことが想定されるからである。

2に言及した正保四年の妙可書状に「五らへもん」の名があるから、それ以前に改名していたことは確かで、『薪能番組』の同年の番組も、金春座分の4番の太鼓を「五郎右衛門」としている。

新助改め五郎右衛門は、資料Cが注記するように明暦二年（二六五）五月十四日に52歳で没した。前述の正保四年の薪能分が彼の最後の出演記録であり、その後に健康を害したらしい。後嗣の又右衛門が承応二年（二六五）から薪能でも江戸でもその名で活動し初めているが、資料Cが彼に延宝六年（二七六）に38歳で没した由の注記を加えているのに従えば、承応二年にはまだ13歳である。そんな若年で祖父の名を襲名しているのは、すでに家督を継承していたからに外なるまい。早くに再起不能の状態になっていた五郎右衛門が、長男が適齢になるのを待って家督を譲ったのであろう。

五郎右衛門の法名を資料Cでは「浄颯」と翻字したが、実は「颯」字は「颯」と紛らわしい字体である。かつ般若窟文庫蔵の別の金春又右衛門系図（法名主体の鈎書形式の一枚物）は、「颯」を「風」が左で「立」が右の形に書き、「ジャウサン」と振仮名を添えている。漢字にも訓にも異説があったらしいが、『大漢和辞典』は「風」が左の異体字を「颯」と同字としている。観世三元章の『観世大夫家過去帖』も「金春新助改五郎右衛門」の法名に異体字を採用し、「妻ハ東本願寺家来之娘」と注している。これも又右衛門家の伝えに従ったものであろう。

金春新助（五郎右衛門）は、父の晩年の子であったためか、太鼓の技芸は父ではなく長兄観世左吉の指導を受けた。各種の又右衛門家の系譜資料も左吉側の資料もそう伝えている。兄に師事したため、父の家督を嗣いだ彼の家（金春又右衛門家）は、金春座の太鼓方ながら後代まで観世左吉家の弟子筋の扱いを受け、又右衛門派と呼ばれた。家督を嗣いだ長男のみならず、次男は尾張藩に、三男は広島藩に召し抱えられ、家元たる観世左吉家に劣らぬ勢力を持った時期もあって、家元家と同格の扱いを受けることもあり、『享保六年書上』には左吉家と並んで又右衛門家の書上が含まれている。しかし、三世の又右衛門が幼少で家督を次いで観世左吉の嗣子三郎兵衛に習ったこともあって、又右

衛門家は太鼓観世家の弟子筋との認識が幕府にもあった。習い事の伝受をめぐって両家の間に不和が絶えず、観世三郎兵衛が寛文十一年に36歳で没した後の、12歳の嗣子万吉(左吉重治)への又右衛門からの秘事返し相伝が遅れたことを端緒に、延宝三年には幕府への訴訟に発展したが、結果は又右衛門家側の敗北に終わった。その訴訟事の詳細や又右衛門家の後裔のことは、多くの資料があるものの本稿の枠をはみ出す。今回は割愛することにする。

以上で大鼓金春流の始祖金春三郎右衛門の兄弟についての経歴略述を終える。前述した般若窟文庫の別の金春又右衛門系図は、長男と三男の間、三男と五男の間に女子がいたことを記録しているが、二人ともに名も知られず、経歴についてなんの伝えもないので、その二人への言及は省略する。

二 初代から四世までの金春三郎右衛門

大鼓金春流の家元だった金春三郎右衛門家は、江戸後期分を含むまとまった系図や由緒書の存在が知られておらず、諱(実名)の判明しない当主も何人かあり、何代続いたかも実はさだかでない。出演記録や飛び飛びに存在する分限帳の類を頼りに調査した結果によれば、幕末までに十代続いたようであるが、その歴代の事績を、初代から四世までと、五世から十世までの二つのグループに分けて略述することにする。四世までは後述する享保二十年の『巨鼓紫調記』や『四座之系図次第』に記載されていて、依拠資料に五世以後とは大差があるのと、四世までと五世以後とでは江戸時代の前期と後期の別に対応しているからである。

なお、この節に引用・言及する歴代の出演記録は、初代・二世の分は多く『江戸初期能番組七種』（平成7年4月能楽研究所刊）所収の番組——『小鼓大倉家古能組』『天正慶長元和御能組』『古之御能組』『江戸初期能組控』『御城諸家御能組』『寛永雜記』『寛文御能組』——に依拠しているが、特に必要の認められる場合のみ個々の資料名を記し、他は記さないことを原則としてゆく。二世から四世にかけての尾張藩邸分はほとんど大倉三忠氏蔵の『尾張藩能番組』（天和元年〜寛政六年）に、加賀藩邸分は加越能文庫蔵の『能楽番附』に基づき、三世分は観世文庫蔵『元禄御能組』、四世分は宮城県図書館伊達文庫蔵『御内証御能組』と鴻山文庫蔵『触流し御能組』を参照し、全体を通して観世新九郎家文庫蔵『將軍宣下能目録』を活用している。これらの諸資料については、本稿最末尾(次号掲載分)にまとめて解題を添える予定であるが、ほとんどは研究者に周知の資料なので、割愛することになるかも知れない。

【4 初代 金春三郎右衛門(三助)氏則】

大鼓金春流の家元だった金春三郎右衛門家の初代は、太鼓の金春又右衛門家の芸統上の初代とされる金春又次郎重家の三男で、初名が三助だった。父の重家は太鼓観世家に伝存する書状*16・19の宛書や文中に子を「三介」と書いているが、系譜や出演記録など大半の記録は「三助」である。それに従っていいであろう。資料A⑧は没年に相違ない「寛文三年(一六六三)」を肩書しているが行年を記さず、他にも資料がなくて生年が不明である。文禄四年(一五九三)の長兄観世左吉と慶長十年生れの末弟(五男)新助(五郎右衛門)との中間の慶長五年(一六〇〇)生れと見なせば、父が42歳の時の子で、享年64歳になる。ずれても一・二年であろうから、そう仮定しておきたい。(61頁参照)

五人兄弟の内の四人までが太鼓方だった(次男は推定)のに、三男の三助だけは金春座大鼓の大蔵源右衛門に師事して大鼓方になった。誰も彼もを太鼓打ちにするわけにはゆかないという父の判断もあったろうが、当時の金春座に大鼓役者が少なかったことが背景であつたらう。室町末期からの金春座大鼓役者で織田信長に贖身された『四座役者目録』が言う大蔵二助虎家法名道智が慶長六年に85歳で没した(『当代記』。『四座役者目録』は慶長五年83歳没とする)後、その晩年の子で「達者ナル打手」だった大蔵平蔵が慶長十年に31歳ほどで早世したため、道智の孫(娘の子)で平蔵とは気が合わずに芸界から転身していた大蔵助三(後に源右衛門)が復帰して金春座大鼓方になったが、他に人材がおらず、大蔵・幸の両家が競い合っていた小鼓方や惣右衛門・又右衛門の両家があった太鼓方に比して、金春座の囃子方は笛と大鼓が弱体だったと認められる。金春三助が大鼓の稽古を始めたであろう元和初年はそうした時期である。その強化が三男を大鼓に向かわせた父の狙いであつたらう。金春大夫(八郎安照と孫の七郎重勝)の意向も反映しているであろう。三助の師匠は大蔵源右衛門だったと、享保六年(一七二三)の四世金春三郎右衛門の書上(資料F。以下『享保書上』と略記)に言う。傍証も多くて、初代三助が大蔵流だったことは確実である。

金春三助の出演記録は、元和四年(二六〇)四月一・二日の江戸城四座立合能が初出で、初日に金剛大夫の〈咸陽宮〉、後日に梅若の〈斎藤五〉を打っている。先に述べた推定年齢では9歳の時である。『享保書上』が「台徳院様御代被召出」御配当米貳拾七石・御扶持方六人分被下置候」と言うのは、俸禄の細部はともあれ、台徳院秀忠が將軍の時代に召し出されたのは事実と思われる。初出記録が秀忠御前の能であるし、元和五年に秀忠が上洛した時の八月四日の伏見城での能でも金剛新太郎の〈羅生門〉を打っている。配当米二十七石・六人扶持は、寛文以後の諸記録に共通する三郎右衛門家の禄高で、初代三助が秀忠時代に金春座大鼓方としての地位を確立した時からそうだったものと解されるが、金春又右衛門(重家)の八十石が三人の子に配分されたことを示す資料Bが「金春三郎右衛門江式拾五石」とするのとは、配当米が二石だけ違う。Bが誤りなのか、二十石を配分されたとBが言う重家四男七左衛門の家が絶家となった際(俸禄も召し上げるのが普通)に、僅かながら兄の三助に増加があったか、いずれかであろう。般若窟文庫蔵の寛文末年筆と認められる「金春座中石高控」一通で見ると、知行を持つ金春大夫(三百石)・金春八左衛門(百五十石)・大蔵庄左衛門(五十石と配当四十石)、大蔵弥右衛門(狂言。百石と配当九十石)、幸清五郎(小鼓。百石と配当四十石)は別格として、配当米だけの役者を比較すると、百石の大蔵源右衛門(大鼓)、九十石の春藤六右衛門(脇)・大蔵長右衛門(小鼓)、七十八石の金春惣右衛門(太鼓)、七十石の春日四郎右衛門(連)、三十五石の金春又右衛門(太鼓)、三十石の春藤六郎次郎(脇)に次ぐのが三郎右衛門の二十七石であり、大夫以下四十四名(配当米計千三十石)の有給座衆の十三番目に位置する。中の上の禄高と言えよう。時期によって配当高の増減した家もあるが、三郎右衛門家の配当二十七石は幕末まで継続した。

そんな家柄であったが、『四座役者目録』は、編者観世勝右衛門元信が何度か金春三助と共演している——寛永十二年(二六三)正月二十八日の江戸城二之丸茶事能(伊達政宗が將軍家光を饗応した際の老人主体・素人主体の催しで、政宗自

身も太鼓を打って家光の機嫌を取り、北七大夫らの閉門解除を許されたことで名高く、三助は3番を打っている)での〈玉葛〉など、『江戸初期能番組七種』では6番を見いだした——にもかかわらず、三助・三郎右衛門には一言も言及していない。玄人は家元格の人物だけを取り上げる同書の編集方針によるのであろうが、同格の高安三右衛門には初稿段階(正保三年奥書以前)から言及しており、いささか不審を覚える。

元和九年八月十四日・十六日の二条城での家光將軍宣下祝賀能に、初日は金剛大夫の〈通小町〉、後日は金春大夫の〈祝言養老〉を打ったのを初め、家光將軍時代の分が三助・三郎右衛門の出演記録の大半を占める。御成能の激増に伴い、それへの出演が主体であるが、習い物の重い曲はめったに打たせてもらえず、ほとんどが平物である点は弟で太鼓方の金春新助と同様である。当時の能の配役決定に家格が占めた比重はすこぶる高く、ことに習い物は弟子筋には容易に相伝しなかったため、家元とその御曹司が独占的に演じる結果になっていた。試みに習い物の代表とも言える〈道成寺〉の寛永年間の記録を『江戸初期能番組七種』によって検すると、45回演じられている内の囃子方の判明する40回分の太鼓は、金春三助の師匠だった大蔵源右衛門が12回、その子で三助より10歳は年少だったはずの大蔵助三が8回、観世座の太鼓で大蔵系ながら早くから家元扱いを受けた葛野九郎兵衛が11回、その子で三助より15歳ほど年少だった庄九郎が3回、『四座役者目録』は素人扱いしているが威徳流系で事実上観世座の太鼓家元格だった植田又四郎が4回、三助と同じく大蔵源右衛門の弟子で後の高安流の始祖と言える高安三右衛門が1回、金春三助が1回である。著しく大蔵父子と葛野父子に偏しており、三助や三右衛門が1回だけなのが弟子筋ゆえの冷遇であることが明瞭であろう。三郎右衛門時代にも〈道成寺〉は明暦元年六月五日の二之丸慰み能の分が把握できただけである。

大鼓方にとっては〈道成寺〉に劣らぬ晴れの役だった「翁・脇能」も、初代には3回しか記録がないが、その最初が寛永六年五月二日の加賀中納言利常邸御成済後宴能である。この催しについては前節に弟の七左衛門の出演した唯一

の記録として言及したが、三助も、四月二十六日の將軍家光御成の際の能や二十九日の大御所秀忠御成の能には出演できず、諸大名饗応兼慰勞能の色彩の濃い五月二日の後宴能に出演しただけである。それにしても、加賀藩能大夫竹田権兵衛安信がシテの〈翁・竹生嶋〉の大鼓を三助が打ったのは、破格の重用ではなからうか。当日の他の能8番の大鼓に観世勝次郎（観世流大鼓家元）・大蔵源右衛門・葛野九郎兵衛（2番）・大蔵助三・葛野庄九郎・石井仁兵衛（2番）加賀藩の大鼓で石井流家元）が出演しているだけに、彼らをさしおいての「翁・脇能」担当が目立つ。後述することく、金春三郎右衛門家は三世の弟が加賀藩に召し抱えられるなど加賀前田家と縁が深かった。その縁が初代三助の時からで、寛永六年の後宴能で「翁・脇能」を担当させてもらえたのはそうした縁がすでに生じていたからであるとも考えられよう。寛永十六年らしい六月八日の江戸前田筑前守光高邸祝賀能（原資料の番組配列順序に混乱があり、年が不確定。10番の能のシテはすべて北七大夫）にも、三助改め三郎右衛門が〈忠度・春栄〉を打ち、嗣子の三助（後述する兄三助）も〈祝言〉を担当している。万治二年十一月九日・十一日の松平加賀守綱紀邸での祝賀能でも、初日・後日ともに親子（三郎右衛門と、後述の弟三助）が出演している。

初代の三助が三郎右衛門と改名したのは、寛永十六年の五月七日（松平伊豆守信綱邸茶事能の〈難波〉が「三介」名義）から七月二十九日（江戸城二之丸での雛子〈源氏供養〉が「三郎右衛門」名義）の間と認められる。同じ資料（『古之御能組』）内での書き分けであり、その直後から嗣子三助が活動し初めてもおおり、前述の前田邸の能のように、同じ催しに三郎右衛門・三助の両人が出演している番組もある。推定生年から数えれば40歳での改名であった。

寛永十六年七月から正保三年（二箇）九月までの七年間、なぜか金春三郎右衛門の出演記録がない。観世左近大夫重成が京都七本松で正保三年十月十六日から四日間興行した勸進能で、初日に〈芭蕉・自然居士〉、二日目に〈翁・氷室・唐船〉、三日目に〈春栄〉、四日目に〈翁・邯鄲・班女〉を打ったのが久しぶりの出演記録である。京都での観世大夫の勸

進能に金春座の三郎右衛門が出演したのは、その当時の彼が奈良に滞在していたことを思わせる。改名直後に健康を害して本宅のある奈良で静養し、正保三年には活動できる状態に戻っていたのではなからうか。父の代から又右衛門家は奈良を本拠としており、その家督を嗣いだ弟の金春新助や兄の観世左吉も同様であった。翌正保四年や慶安四・五年、承応二年(一六五三)に南都両神事能(新能と若宮祭)に参勤してはいるが、その間も江戸での出演記録がなく(残存番組の少ない時期ではある)、承応二年六月二十日に酒井讃岐守邸での日光門跡公海僧正饗応能に(海士)を打ったのが江戸での十四年ぶりの記録である。翌年の新能にも参勤しているから、健康は回復していたようである。

初代金春三郎右衛門の最後の活動記録は、資料Aが没年と伝える寛文三年の五月三日の江戸城本丸公家門跡饗応能での(忠度)への出演である。その日以後の年内に恐らくは江戸で没したのであろう。推定生年に基づけば寛文三年には64歳である。法名を資料Aは「道可」とする。「観世大夫家過去帖」は「□可居士 イニ道可 若名三助改三郎右衛門氏則」と記し、楷書で書かれた□は「巡」の中に「有」を書き入れたような字体である。それは『大漢和辞典』が「道」の本字とする似た字体を写し損ねたものらしいから、法名についての伝えは「道可」だけとしてよからう。彼の諱(実名)が「氏則」だったことは、資料E・Fも右の記事も一致し、異説はない。

江戸期の五座にわたる能役者名簿としては最も古い『明暦三年能役者付』は、金春座の大鼓として、

大蔵源右衛門 同介三 金春三郎右衛門 同三介 深尾伊兵衛 黒川左介

の六名を列記している。末尾の黒川左介の家は、後裔の多くが権兵衛を名乗り、配当米七石の微禄ながら幕末まで続き、江戸城の能にも出演しているが、『元禄十一年能役者分限帳』などの諸記録が「三郎右衛門弟子」と注する。右の左介が始祖と見られ、初代の三郎右衛門に師事したのであろう。同家の由緒書も知られておらず、黒川左介が金春座衆に加わった経緯などはまったく不明であるが、寛永十九年の新能に三助(次項に述べる兄三助)と共に参勤して金

春八郎の（三輪）を打っており（『薪能番組』〔年記を十八年に誤る〕、それ以前に金春座に加入していたであろう。そして、大蔵源右衛門の弟子で家元ではなかった三郎右衛門の弟子が座衆になった事實は、三郎右衛門の力量が金春大夫らに認められ、家元に準ずる処遇を受けていたことを思わせる。そうでなければ家元の弟子の弟子が配当米を貰う一人前の座衆に取り立てられるはずはないからである。家元ではなかった初代の金春三郎右衛門を「家元格」と見なしたいゆえんである。〔元禄十一年能役者分限帳〕の師匠注記は、大鼓大蔵家断絶後のものであり、実は旧家元の弟子なのを新家元の弟子と記したのではないかを疑わせるが、そうではない。同資料には「大蔵源右衛門弟子」の注記もある）

なお、本稿の攔筆寸前に、広島藩の大鼓方だった広島大鼓金春家——同家については本稿末節にまとめて言及する——の後裔で今はシテ方金春流に属する金春康之氏（桜井市在住）から同家蔵の系譜資料（文化二年十月金春伝九郎書上などのコピーを送っていた）。その一つである釣書の『系図』は、氏信（禅竹）から書き出して大鼓金春家を経て広島大鼓金春家に至るが、「氏則」に「名三助 法名道可 撃大鼓 寛文三年卯十一月廿五日病死 歳六十四」と注記している。享年が推定と合致するのみならず、没年に他に資料のなかった月日を添えて明記している点が貴重で、そのまま信じていいであろう。また同系図は、氏則の子に「宣勝」〔三世信勝〕の他に「元継」を並べ、「名市左衛門法名道法 享保九年八月廿三日病死 歳七十六」と注し、その市左衛門元継を同家の祖としている。別の資料にその元継が延宝二年（二六七）に当国（浅野家）に召し抱えられた由や、元継の通称を「又兵衛」とする異説をも伝えている。又兵衛から市左衛門に改めたのであろうか。いずれにせよ、広島大鼓金春家の始祖が金春三郎右衛門家初代氏則の子であることは事実と信じられる。享保九年76歳没ならば慶安二年（二六五）生れで、氏則が50歳の時の子になる。13歳年上の兄三世三郎右衛門の没年月日をも正確な享年と共に伝えており、この釣書系図の没年月日・享年は十分信頼できる。他にまったく伝えのなかった氏則次男？元継の存在を報告できる幸運を喜び、金春康之氏の御好意に感謝する。

【5 二世 金春三郎右衛門(三助)信勝(宣勝)】

二世信勝は初代氏則の嫡子で、初名が三助、後に三郎右衛門と改名した点も初代と同じである。現存する能役者分限帳としては最も古い内容の『元禄十一年能役者分限帳』の金春座分に、

御配当米式拾七石

父三郎右衛門

御扶持方六人

大鼓

今春三郎右衛門

銀子五枚御暇之時被下

寅年六十三

京橋材木町四丁目借宅

〔資料D〕

と記載されているのが二世で、元禄十一年(寅年)に63歳だったから、寛永十三年(一六三六)生れである。父が37歳の子になる。配当米も六人扶持も父の代からの俸禄であろうし、「御暇」(当番の期間が過ぎて非番になること。家柄の役者には若干の手当が支給される慣習だった)の際に銀子五枚を拝領するのも、父の時に確立した權益であったろう。京橋材木町四丁目の借宅は父以来の居所ではないらしく、延宝九年(一六六二)の『江戸鑑』(能役者を記載した最初の武鑑)は金春大夫座の三郎右衛門の住所を「新向かへ丁うら」としている。新向替町も京橋の一角だったから同所の異表記かとも疑われるが、そこから材木町へ転居したのであろう。

二世の諱は後に引く資料F『享保書上』に「信勝」とある。同家のその伝えに従ったと見えて、十五世観世大夫元章は、同人編の『將軍宣下能目錄』の延宝八年の綱吉の將軍宣下祝賀能に出演した金春三郎右衛門に「信勝」の諱を添え(諱や年齢を注記してあるのが元章編の番組の特色)、明和八年同人編の過去帳(本項末尾に引用)でも同説である。一方資料G『巨鼓紫調記』には「宣勝」とあり、広島大鼓金春家の系譜資料も同様で、三郎右衛門家自体が両様の文字を使用していたことも考えられる。が、「信勝」「宣勝」ともにノブカツと読まれる文字であり、一方は耳で聞いて違う字を当てた誤伝ではなからうか。Gの筆者林信充が、同時期に書いた『小鼓紫調記』(四世の項に言及する)で観世小

次郎信光を「信満」と書いているなど、文字遣の面で原資料に忠実ではなかったらしい点をも考慮し、先行する「信勝」説に従うのが妥当であろう。

二世の三助は初代の長男ではなかったようである。父37歳の子になる点からもそう疑われるが、出演記録を見ると、父が三郎右衛門と改名した後の記録に現れる「三助」には二人―兄と弟―分が含まれるとしか考えられないのである。すなわち、父とは別の「三助」の出演記録は、寛永十六年七月二十九日の江戸城二之丸での雛子（源氏供養）が初出で、九月二十五日の尾張徳川家婚礼（光友と家光娘千代姫との婚儀）祝賀能二日目の（兼平）、十月五日の二之丸能の（葵上）など、同年だけで3例あるが、この年に二世はまだ数え4歳である。雛子方に少年を出演させて楽しむ稚児愛玩の傾向が強かったにしても、4歳で（葵上）などを打てるはずはない。この三助は二世とは別人で、恐らく兄がいて、その兄が初代の嗣子として三助を襲名して活動していたのであろう。その兄三助は、寛永十八年九月十九日の島津薩摩守光久郎老中招請能で（翁・高砂・狸々乱）を打っている。薩摩藩の能大夫虎屋が金春流だった縁から番の能すべてのシテを金春大夫八郎元信が演じ、雛子方も金春座の役者が主体の催しだったが、家元の大蔵源右衛門（芭蕉）・助三（道成寺）父子も出ている。その中で兄三助が習い事の曲を担当しているのであるから、彼は相当の力量を持ち、当時かなりの年齢に達していたと推測される。20歳と仮定しても、二世よりは14歳年長になる。間に何人か男子がいた可能性も強かるう。その兄三助が早世したため、年齢の離れた弟が嗣子となって同じく三助を襲名したに違いあるまい。一方が養子だったかも知れないが、それも広義の兄弟のほうである。

右の推測を裏付け、かつ兄三助から弟三助への交替の時期を示唆する資料があった。『古之御能組』第二冊（薪能と若宮祭の番組のみを集めた冊）の承応二年（一六五三）の薪能の番組は、二日目（二月七日）南大門能の（野宮）（シテ今春八郎）の大鼓「今春三介」に「初而打被申候」と注記を添え、翌日の今春座御社上りの協能（弓八幡）を打った同人にも「初而

勤被申候」と注記しているのである。兄三助は寛永二十一年の薪能に参勤して南大門の薪能にも春日若宮の御社上り能にも出演しており、『古之御能組』、慶安二年(六四)の薪能にも参勤していた(『薪能番組』)から、承応二年に「初而」と注記された「三介」は兄三助ではあり得ない。慶安四年九月二十二日の四代家綱將軍宣下祝賀能三日目に宝生大夫の〈羅生門〉を打っているのが兄らしき三助の最後の活動記録であるから、それから一年半の間に兄が没し、弟三助が兄の通称を襲ったのであろう。承応二年に弟三助は18歳である。嗣子が家督を嗣がずに部屋住のまま死去した場合、その子が嫡孫承祖の形で家督を嗣ぎでもしていなければ、能役者の由緒書や系図には記載されないのが常であった。資料Fなどに兄三助への言及がないことは異とするに足らず、兄三助の存在を認めて然るべきであらう。

早世した時に30歳を越えていたであろう兄三助は、その活動の様相から推して部屋住の身ながら扶持米を拝領していたであろうが、それがすぐに弟三助に継承されたわけではなく、弟は26歳まで無足(俸禄なし)だった。『柳宮日次記』寛文元年(二六二)十一月三日の条に、「無足之猿樂へ配当米扶持方被下」として五人の能役者への新規支給を記録した二人目に、「一 五人扶持 三郎右衛門子 今春三助」とあって、この時に初めて弟三助が五人扶持を拝領したことが知られる。同日に「仁右衛門子 鷺権之丞」も五人扶持を拝領しており、家元や家元格の子の部屋住扶持は五人が普通だった(大夫の子は十人扶持)。二年後には父が没して家督を嗣いだから、弟三助(二世)の部屋住扶持は二年間だけだったことになる。

二世三助の出演記録で注目したいものの一つに、万治二年(二六五)十月二十二日の將軍家綱本丸移徙祝賀能三日目の〈翁・源太夫〉がある。江戸城表能で彼が「翁・脇能」を担当した最初の記録で、三助時代はこれだけらしい。同年十一月九日・十一日の松平加賀守綱紀邸祝賀能で、初日に〈道成寺〉を、後日に〈安宅・自然居士・舍利〉を打ったのは、三助時代の〈道成寺〉を打った記録がこの時だけで、弟子家ゆえの制約を彼も受けていたことを示唆する点と、父と同

様に加賀藩前田家で重用されていたことの例証の点と、両面で注目される。三郎右衛門に改名した後のことながら、貞享四年（一六七）に宝生大夫友春が前田綱紀の絶大な後援を得て江戸で開催した勸進能の時には、宝生座の役者主体の配役だったためか出演していないが、金春父子（三郎右衛門と子の三助）は前田家の棧敷（下棧敷）で見物することを許されている（加越能文庫蔵「宝生大夫勸進能一件留」）。次項に述べるように、二世の三男伝蔵（後の四世三郎右衛門）が父の願い出で加賀藩に召し出されてもおり、二世時代に大鼓金春家が初代の時以上に加賀藩と密接な縁を持っていたことは確実である。二世の功績の一面がこの加賀藩との縁の確立だった。

二世が三助から三郎右衛門に改名したのは、寛文三年に父が没して家督を嗣いだのと同時らしく、『江戸初期能番組七種』では寛文三年五月二十七日の江戸城本丸日光社参濟祝賀能二日目の（八島）が三助名義の最後の記録、寛文四年閏五月二十三日の江戸城西丸能での（通盛）が三郎右衛門名義の最初の記録である。『薪能番組』など南都両神事能の番組では寛文七年の薪能までが三助、同年の若宮祭から三郎右衛門と記録されているが、能役者の大夫補任権を持つ興福寺での番組には、改名未承認の間は旧名で記録する類の制約があったことが想像され、江戸での記録を優先しているであろう。家督を嗣いで改名したであろう寛文三年（一六六三）に彼は28歳である。

出演記録搜索の最大の拠り所としてきた『江戸初期能番組七種』が寛文八年三月で終わるため、同資料に見える二世の三郎右衛門名義の活動は12回（13曲）分に過ぎず（そのすべてが観世文庫蔵『寛文御能組』が資料で、江戸の能ばかり）、以後の彼の活動記録は、南都両神事―薪能と若宮祭能―分を除くと断片的にしか把握できないが、先代の三郎右衛門とほぼ同程度には活動していたようである。

そうした時期に、金春三郎右衛門家の師匠筋たる大鼓大蔵家が断絶してしまう大事件が起こった。初代三郎右衛門の師だった大蔵源右衛門（初名助三）正重は承応三年（一六五）十二月十三日に没し、子の助三正幸が嗣いで源右衛門を襲

名したが、その二世も寛文十一年五月十七日に没し、実子源六が家督を嗣いだ。二世は初め養子に助三を襲名させ、その養子には配当米三十石(源右衛門家の百石からの分与か)・五人扶持が支給されていたが、なぜか勘当され、その俸禄が寛文元年に実子源六に支給されるようになった。『柳営日次記』同年十一月三日の条(金春三助分の直前に、

配当米三十石

源右衛門実子惣領

大蔵源六

五人扶持

右配当米扶持方ハ先年源右衛門養子助三ニ被下処、助三不届有之、
養父者勘当、中絶有之、今度源六へ被下。

とあって、そのことが知られる。この年に惣領(嗣子)として幕府に認定された源六は、万治二年から延宝二年まで薪能にも欠かさず出勤しており、普通の活動ぶりだったように見える。寛文三年七月二十七日からの宝生大夫江戸勧進能に出演し、初日に(翁・高砂・自然居士)、三日目に(道成寺)、四日目に(班女)を打っており(大倉三忠氏蔵『享保以前能番組』)、技量もまずまずだったらしい。その大蔵源六が延宝三年(二七五)十月十一日に弟子を殺害して自害し、同家は断えてしまったのである。『猿楽伝記』の大鼓大蔵家の記事に、

源右衛門が子の源右衛門も、鼓能し。然るに、誤有て弟子を害し、忽ち自害せしに付、其家断絶す。故に、家伝の一卷ハ、公儀より御下知にて、今春三郎右衛門・高安三太郎方江渡る。此両家、大蔵が弟子筋なり。

とあるのは、源六を父の源右衛門に誤っているが、右の事件を述べたものである。この事件を詳細に記録した記事を読んだ記憶があるが、なんであったか思い出せず、引用できないことを遺憾とする。

大蔵源右衛門家の断絶に伴い、弟子筋だった清水助九郎家(観世座)・高井兵右衛門家(観世座)・金春三郎右衛門家(金春座)・黒川権次郎家(金春座)・弥石五右衛門家(金春座)・高安三太郎家(金剛座)・春藤次郎兵衛家(金剛座)・高安七郎兵衛家(金剛座)などは家元を持たないことになったが、座の制度と並行して、習い事の関係で家元制度をも認め

ていた幕府にとって流儀に家元がないのは不都合だったらしく、金春三郎右衛門家と高安三太郎家をそれぞれ家元格と認定する処置を後年に採ったようである。明記した記録があるわけではないが、『元禄十一年能役者分限帳』の師匠注記の形や『享保六年書上』の記事や番組面での両家の扱いからそう推測される。享保六年には大鼓大蔵家の弟子筋だった金春・高安・清水の三家がそれぞれ書上を提出しているが、三家分ともに、まず大蔵源右衛門家の歴代などを報告し、続いて自家に関する報告を別紙に記す形を採っており、金春分と清水分は、大蔵源六が没して家が絶えた後に、大蔵家伝来の大鼓筒や書物が金春大夫（八郎元信）に預けられた由を記し、さらに金春大夫から常憲院様（綱吉）御代に願い出てその品々が自分の家に下賜された旨を併記している。金春三郎右衛門（四世）分が「右の筒・書物等祖父三郎右衛門江被下置候而、尤只今所持仕候」と言い、清水助九郎分が筒二挺・鼓箱・床几の品名を記して同様に親助右衛門に下賜された由を言うなどがそれで、清水分は「右之品、天和三癸亥年五月十六日、金春太夫即夢御支配方江相伺」と、年月をも明記している。高安三太郎分は簡略でそうした記事がないが、先に引用した『猿楽伝記』は大蔵家の伝書が三郎右衛門と三太郎方に渡った由を述べていた。高安は始祖三右衛門が大蔵源右衛門（初代）の娘婿であり、大蔵家の遺品を受け取って当然の家だった。三家に分配されたと解していいであろう。

大鼓大蔵家断絶後八年日に大蔵家伝来の品が三家に分配されたからといって、三家が家元格として認定されたことにはならない。現に清水家は後代にもそうした処遇を受けているとは認められないのである。が、金春・高安の二家は、その後の幕府の扱いが家元格になっていることを思わせる点が幾つかある。『元禄十一年能役者分限帳』が、前掲の大鼓大蔵流の諸家の師匠注記において、観世座の高井兵右衛門や清水助九郎には「大蔵源右衛門弟子」としながら、金春三郎右衛門や高安平三郎には師匠筋を記していない。しかも金春座の黒川権次郎と弥石五右衛門には「三郎右衛門弟子」と注し、金剛座の春藤次郎兵衛と高安七郎兵衛には「高安三右衛門弟子」と注している。この師匠注記

は囃子方と狂言にのみ見られるが、大鼓以外の役の師匠注記を見ても、師匠を記さないのは家元かその子か家元別家であり、師匠とされているのは家元か家元格(大蔵八右衛門など)の役者なのである。金春三郎右衛門家と高安三右衛門家は、元禄十一年段階で家元格の扱いを幕府から受けていたと見ていいであろう。また、享保六年の書上提出に際して、能役者を管轄する若年寄が家元クラスの当主を呼び出して指令しているが、六月四日にシテ方五流の大夫が大久保長門守長寛邸に呼ばれたのに続いて、閏七月七日に三役の家元格が石川近江守総茂邸に呼ばれて指令を受けたが、大鼓方で招集されたのは葛野九郎兵衛・金春三郎右衛門・高安三太郎の三人だけだった。同時に呼ばれたのが、脇方は春藤・高安・宝生・進藤・福王、笛方は春日・森田・一噌、小鼓方は観世・大倉・幸忠四郎(幸流)・幸清九郎(幸清流)、太鼓方は観世・金春、狂言方は鷺仁右衛門・大蔵弥太郎・大蔵八右衛門・鷺伝右衛門の諸家であり、それらと一緒に呼ばれた大鼓の金春や高安が家元扱いを受けていたことは明白であると言える。いつからそうになったと明言できることではあるまいが、天和三年(一六三二)五月十六日に大蔵家の遺品が両家に下賜された時を一つの目安にしているのではなからうか。つまり、金春三郎右衛門家が大蔵流の弟子筋の立場から家元に昇格したのが、二世の信勝の時代だったと言いたいのである。金春三郎右衛門家系統の大鼓が世間一般から一流として意識されるようになったのは若干遅れては、元文五年(一七五〇)頃に成立したらしい『猿楽伝記』の大鼓関係の記事の冒頭に、

一 大鼓ハ、大蔵流・威徳流・三郎右衛門流・市郎兵衛流など、品々あり。

と言うのが、管見では早い用例である。三郎右衛門流が金春流、市郎兵衛流が葛野流のことで、歴代の通称で呼ぶ形が囃子方の流儀名としてはより早く早く通用したのかも知れない。

もっとも、番組面での大鼓諸家への幕府の処遇を見ると、葛野・金春・高安の三家を大鼓を代表する家と幕府が見なすことは、天和三年より以前かららしい。延宝八年九月二十二日から四日間催された五代綱吉の將軍宣下祝賀能は、

五座の役者以外の人物にシテを舞わせるなどの異例をも含むが、基本的には諸役の席次を重視する従来通りの方針で番組が編成されている。その宣下能の「翁・脇能」の大鼓が、初日は葛野市郎兵衛、二日目が金春三郎右衛門、三日目が高安三太郎、四日目が葛野九郎次郎で、三家にのみ担当させている。大蔵家断絶直後から幕府がそうした方針を採っていたことも想定され、大鼓の席次は葛野・金春・高安の順だったらしい。

なお、江戸初期には大鼓・小鼓の流儀・家ともに金春座別家大夫や狂言方と同じく「大蔵」の字を書くのが常だったが、大蔵源六の不祥事で大鼓大蔵家が断絶して以後は、「大蔵」の字を忌み、「大倉」と書くようになったと、鼓の大倉家（小鼓大倉家と、尾張藩系統の大鼓大倉家）では伝えている。後述する宝永四年の〈関寺〉の記録に金春大夫が小鼓を「大蔵長右衛門」としているなどの例外があり、徹底度に問題はあろうが、漸次「大倉」と書く例が主流になっていたので、若干年代をずらして容認していい伝承かと思う。

家元格に昇格してからの二世金春三郎右衛門は、延宝九年の將軍宣下能で「翁・脇能」を担当しているなど、習い事などで以前よりは格段と活動の幅が広がったことが、多くはない活動記録から看取される。延宝五年三月の大坂道頓堀での大蔵庄左衛門勸進能（五日間）は、囃子方も関西の役者が主体であるが、初日の〈采女〉、二日目の〈松風〉、三日目の〈道成寺〉、四日目の〈天鼓〉、五日目の〈乱〉を三郎右衛門が打っている。当日の眼目の曲を独占的に担当しているに近かろう。特に注目されるのが諸役を通して最奥の秘曲とされる〈関寺小町〉を4回も打っていることである。禅竹から数えて九世の金春大夫元信（元禄十六年78歳没。法名即夢）は、晩年になって11回も〈関寺（小町）〉を舞った怪物であった。子の十世金春大夫重栄が宝永四年（一七〇七）にその番組をメモした般若窟文庫蔵の「宝永四年今春重栄書付」（その全容は『観世』昭和61年8月号の「関寺小町」演能史（三））に翻印してある）によれば、その内の4回は金春三郎右衛門が大鼓を打っている。日時と場所を摘記すれば、「a元禄二年十月五日・安倍豊後守殿二而、b元禄三年五月二十

二日・尾張中將殿ニ而、e元禄五年八月九日・松平安芸守殿ニ而、g元禄七年七月十九日・松平加賀守殿ニ而」(a)gは元信の11回の中の順序)で、安倍豊後守正武は当時の老中、尾張中將は尾張徳川家三世の綱誠で三年後に家督を相続した。松平安芸守は広島藩主の浅野綱長、松平加賀守は加賀藩五世の前田綱紀である。元信の(関寺)の他の分の大鼓は、葛野市郎兵衛が6回、金春三助が1回で、葛野と金春父子がすべてを占めている。寛永前後の(関寺)では大鼓を初代の大蔵源右衛門と葛野九郎兵衛だけで打っていたから、その大蔵分を元禄期には金春家が肩代わりした形である。大蔵家断絶後の金春三郎右衛門家の地位の向上を象徴する現象とも言えよう。この(関寺(小町))の記録について考察した拙稿「(関寺小町)演能史(四)」(『観世』昭和61年9月)は、三郎右衛門を三世勝氏、三助を四世としているが、それは明確な誤りである。お詫びして訂正しておく。三助分については次項に言及する。

三郎右衛門が(関寺)を打った四箇所の内、前田家が大鼓金春家と縁が深かったことはすでに述べたが、尾張徳川家もかなり縁があったらしく、『尾張藩能番組』には延宝九年(一六六)から大鼓金春父子の名がしばしば見え、薪能分を除けば尾張藩邸での14回分が三郎右衛門の活動記録の大半を占めている。また、尾張徳川家の縁戚でしばしば尾張藩邸に招待されている浅野綱長(尾張二世光友の娘貴姫が綱長の妻)の広島藩浅野家も、大鼓金春流と縁があった。後代まで同藩には大鼓金春流の役者がいたのであり、新出の広島大鼓金春家の系譜資料(後述)は同家初代が浅野家に仕えた年月を延宝二年としている。綱長が12歳で家督を嗣いだ翌年になる。催主が大鼓に三郎右衛門を所望したための配役ではないにしても、大役を勤めた場所が最前線に片寄っている事実は注目しよう。

『薪能番組』等によると、二世三郎右衛門は南都神事にはすこぶる忠実に参勤している。南都両神事への参勤が金春・金剛・宝生の三座による二座交替参勤の新制度に変更された寛文三年から元禄八年まで、金春参勤の年には寛文十三年を除いてすべて出演しているのである。本宅が奈良にあったからではあるが、金春大夫以上の精勤ぶりで、

彼が篤実な人柄だったことを思わせる。薪能は野外での神事能ゆえ格別の曲を打ってはいないが、家元だけに脇能と鬘物と〈狸々乱〉が多い。

その薪能では元禄八年二月十二日に〈六浦〉を打ったのが最後の記録である。江戸では元禄七年七月十九日の前田綱紀邸での〈関寺〉が確実な分では最後になる。ただ、『隆光僧止日記』元禄九年七月十八日の、柳沢出羽守保明邸の振舞能についての記事に、〈翁〉に続いて観世が演じた〈大蛇〉の出演役者を「観世権右衛門忠介・四郎五郎・三郎右衛門・又六」としている

〔資料纂集〕所収の同書の校訂による。シテ「観世」とワキ「権右衛門」は字間を空けるべき所。二行割注に書かれた囃子方は、能番組の形ならば忠介が大鼓、三郎右衛門が小鼓、四郎五郎が太鼓、又六が笛であるが、又六は一噌又六で笛に相違ないものの、四郎五郎は『元禄御能組』などの当時の記録では小鼓にしかおらず、右の二行割注が番組とは異なる形で書かれていることを思わせる。とすれば、三郎右衛門は金春三郎右衛門以外に該当する人物がおらず、これが彼の最終活動記録になる。『隆光僧止日記』の他の部分では能番組の形に囃子方を記すことが多いし、三郎右衛門が「三郎左衛門」（太鼓。金春姓。三助以上に綱吉に最真された役者）の誤写で、番組ならば上に書く二人を右に、下に書く二人を左に書いたことなども想像されるので、確実な三世の出演記録とは言えないが、三郎右衛門ならば最後の記録になるので、存疑のまま存在を報告しておく。

二世は史料Dによって63歳の元禄十一年まで生存していたことが知られるものの、その直後に隠居したらしく、元禄十二年三月晦日には子の三助が襲名して三郎右衛門と記録されている。すでに64歳の高齢なので没したための襲名かと疑ったが、三世が元禄十六年に没した後まで健在だったことを示す資料があった。後掲の資料Jがそれで、三世没後に二世四男の伝蔵が三世の養子の形で加賀藩に召し出されたが、それを願い出たのが「道扶」である由が明記されている。道扶は次に述べるごとく二世の法名なのである。

二世の没年をめぐって右のごとく書いた後に、前述した広島大鼓金春家の『釣書系図』が、同家初代の兄にあたる「宣勝」(信勝)に「名 三郎右衛門 法名道快 享保元年申七月十七日病死 歳八十一」と注していることを知った。他記事を参照しても本家の三郎右衛門家から資料提供を受けて作成した系図に相違なく、享年を81歳とするのは資料Dが元禄十一年の二世を63歳とするのと合致する。正確な伝えと認められ、二世三郎右衛門信勝は隠居後も二十年近く健在で、享保元年(一七二六)七月十七日に没したのであった。隠居後は「竹田」姓を称したらしく、加越能文庫蔵『能楽番附』所収の元禄十五年六月十一日の加賀藩邸での右衛門督結納祝賀囃子の番組(三郎右衛門・三助も出演)の末の出演者以外で当日召し出された役者の名を列記した中に、春藤源七や宝生五郎大夫らに並べて「竹田道扶」の名がある。加賀藩能大夫の竹田権兵衛(七世金春大夫氏勝の子安信が始祖)の例の如く、本来の座名「竹田」は金春の別姓として使用されていた。金春大夫家にならって、隠居後の二世は法名に「竹田」を冠して通称としていたのであろう。なお、二世の弟の元継については、広島の大鼓金春流について考察する別節に言及する予定である。

明和八年観世元章編らしい『観世大夫家過去帳』には、先代三郎右衛門の法名の記事に続けて、

道快^{クハク}居士 若名三助改三郎右衛門信勝/信勝之妻者大倉長右衛門宣吉娘ベン

とあり、二世の法名を「道快」としている。これは「道扶」の誤りに相違ないが、広島大鼓金春家の系譜資料も「道快」説を採用しており、両方に資料を提供したはずの三郎右衛門家が後代には誤伝を採用していたのであろう。右に紹介した「竹田道扶」だけでなく、前述した宝永四年の金春大夫重栄の〈関寺〉についての書付は、4例現れる「金春三郎右衛門」のすべてに「道扶事」または「道扶」と肩書している。すでに四世三郎右衛門の時代になっての書付なので、区別するたる法名を注記したのである。また二世の末子の金春伝蔵も享保十七年(一七三二)に藩に提出した由緒書(資料J。次項参照)に「祖父道扶」と書いており、二世の法名は確実に「道扶」である。

大倉長右衛門宣吉の娘ベンが二世の妻だったとの『観世大夫家過去帳』のもう一つの伝えは、前後の記事が三郎右衛門家の資料に基づくことが明らかなので、事実と思われる。大倉長右衛門家は金春座小鼓の旧家で、「ベン」の兄の長右衛門宣正（後に喜右衛門。二世より3歳年長）は、二世三郎右衛門の4度の〈関寺〉すべての小鼓を打っている。義兄弟が秘曲を共演したことになるわけである。

【6 三世 金春三郎右衛門（三助）勝氏】

三世の勝氏も若名が三助で、家督相続後に三郎右衛門と改名している。彼は比較的系譜資料に恵まれている人物で、生前の分一種と四世の時代分二種とが、若干の齟齬を含みつつも、互いに補う形で彼の経歴の大筋を語ってくれる。その三種を紹介しておこう。

生前の分は二世の項にも引用した『元禄十一年能役者分限帳』で、金春座分に、資料Dに続けて左のごとくある。

御切米五拾俵
御扶持方五人

御鼓御預ケ御鼓ニハ
浅き調かけ申候

大鼓

父三郎右衛門

今春三助

寅年二十八

〔資料E〕

右の形に、上部に俸禄を書き、その下に役名・姓名を記し、姓名の右肩に父の名を、左下に報告提出時の年齢を注記し、定禄以外の特典があれば俸禄のすぐ下や左に注記するのが、分限帳の個人記載の定形であった。元禄十一年に28歳なので、生れは寛文十一年（二七三）、父が35歳の時の子になる。それが把握できるだけでも有用な資料であり、俸禄・特典も明記されている。この資料が三世の経歴考察の基礎となろう。

没後分の系譜資料の第一は、三世の弟たる四世三郎右衛門が享保六年（一七三）に若年寄に提出した『享保書上』（大

鼓大藏家分と自家分とがあり、(後者)である。金春大夫七郎氏照(初代の曾祖父)から列記する同家の系譜の中の、大鼓金春家の初代(三代分のみを引用する)。

従_レ是大鼓 重家二男

金春三助氏則

後三三郎右衛門

右三助義、大藏九郎より四代目大藏源右衛門より大藏流大鼓伝来仕、台徳院様御代被_レ召出、御配当米式拾七石・御扶持方六人分被_レ下置候。

氏則嫡子

金春三助信勝

後三三郎右衛門

大藏家之筒・書物等、従_レ常憲院様被_レ下置候段、別紙書上申候。

信勝嫡子

金春三助勝氏

後三三郎右衛門

従_レ常憲院様、御鼓、鳴子ニ燕蒔絵在_レ之候多武嶺下居作之筒、奉_レ預、則右之御筒ニ浅黄調緒奉_レ蒙_レ御免候。右之御筒ハ元禄十六年末年、相果候砌奉_レ上納候。

一、右三助義、十九歳ニ而部屋住御扶持方五人分、其後御加増五十俵被_レ下候得共、故三郎右衛門家督被_レ仰付候節、被_レ召上候。

常憲院様御手づから御印籠奉_レ頂戴候。黄金・端物等品々、毎度於_レ御前_ニ拝領仕候。其御時節、御屋敷も拝領仕候。

(資料F)

続いて自己の拝領物のことと弟子筋に書上に記すべき事項がない由を項目も立てずに簡潔に書き添えて四世の書上は終わっており、三世勝氏についての記事が具体性に富むことが最も有益である。三世が元禄十六年(七〇三)に没した

由を明記している点が特に有り難く、それを伝えるのは他に資料Jがあるだけである。

三世に関する四世時代のもう一つの系譜資料は、元文元年（七三六）に大学頭林信充が編んだ『巨鼓紫調記』である。般若窟文庫にその転写本が複数伝存するこの紫調記は、享保二十年（七三五）に四世三郎右衛門繁元が江戸城の公家衆饗応の際に紫調を認可された由来を記したもので、四世の事績と紫調認可当日の経緯の記述を主体とするが、首部は三世までの略伝である。そこをまず引用しておく。続く部分は次項に資料Kとして掲出する。

巨鼓紫調記

秦河勝四十四世裔金春太夫七郎氏照次男金春弥七郎喜家者、嘗撃太鼓最精其藝矣。喜家有二子、長男曰金春又右衛門重家、以太鼓為家藝。次男曰金春三助氏則後稱三郎右衛門。嘗撃巨鼓最精其藝。氏則之子金春三助宣勝、後稱三郎右衛門、世々以巨鼓為家藝。宣勝之嫡子曰金春三助勝氏、家藝敏捷有譽於世。是故常憲廟元禄元年戊辰十二月廿一日、有命賜月俸於勝氏。此時勝氏未為家督、其年十九歲、雖無所私願、勝氏年少能達家藝故蒙此恩命如此矣。猶且常憲廟御舞曲之時、每度召勝氏為御相手、元禄乙亥勝氏二十六歲于時奉預常憲廟之御鼓御胴、多武峯下居作 鳴子燕蒔繪翌年丙子二月免許淺黄調緒於御筒。同年四月御奥舞曲之時、柳澤出羽守保明傳命賜年俸於勝氏。後改稱三郎右衛門。勝氏無男子。是故元禄十一年戊寅、勝氏蒙命養弟金春傳藏繁元為嗣子。繁元者宣勝之三男、勝氏之弟也。於是繁元改稱三助。…〔資料G〕

（返点は底本〔般若窟文庫卷子本〕にある分を少々改訂。／は表敬改行部分。表敬の一字明けは詰めて翻字）

右の記事には、当然四世から系譜資料の提供を受けて綴ったはずなのに、初代の三郎右衛門が又右衛門重家の三男（磯川某を除けば次男）なのを弟としている明らかな誤謬が含まれ、元禄元年に19歳だったとする点が資料Dに基づけば18歳なのと合致しない（乙亥年〔元禄八年〕26歳説も同じ）などの不審もあるが、弟を養子にしたことなど、D・Eには

言及のないことも含まれ、これはこれでまた有用な資料と言える。

右の三資料を通して、三世勝氏が同家歴代の中で幕府から特別な厚遇を受けていることに驚かされる。E・Fによれば彼の俸禄は「切米五十俵・五人扶持」だったが、切米の「俵」は「石」にそのまま換算していい単位であるから、一人扶持を一石八斗とすると、計五十九石になり、二十七石・六人扶持の父親分が計三十七石八斗なのよりも格段と多い。五人扶持が家元の御曹司の部屋住時代の並の俸禄だったことは前述した。切米五十俵のプラスが大きいのである。能役者に切米(蔵米)を支給することは延宝以前にはなかった制度である。配当米・扶持米が基本だった能役者への俸禄(信長・秀吉時代に拝領した領地——それは「地方」と呼ばれた——を持つ役者も数人はいた)に、新たに切米を加えたのが五代將軍綱吉で、宝生九郎友春(当時はまだ部屋住)が貞享二年(二六八)三月二十一日に百俵を拝領したのが早い例である。『元禄十一年能役者分限帳』で切米を支給されている三十九名(観世座9・金春座10・宝生座14・金剛座2(計35)、シテ4・連1・脇5・笛2・小鼓4・大鼓3・太鼓3・狂言6・地謡7・面打1・触流3(計39))の顔触れを見ても、シテ方が綱吉の最肩した宝生流に限られることが象徴するように、綱吉お気に入り役者、綱吉の能の相手をする役者にのみ支給されている感が強い。三世金春三郎右衛門も綱吉の最肩役者だったからこそ切米を頂戴したのであろう。その俸禄を頂戴するようになったのは、扶持米が元禄二年から、切米が元禄九年四月からであろう。資料Fは19歳で扶持を頂戴し、その後五十俵を増されたという。資料Gが元禄元年十二月二十一日に「月俸」を、丙子年(元禄九年)四月に「年俸」を賜ったとしているのは、前者が扶持米、後者が切米のことに相違ない。扶持米の先に切米が支給されるはずがないからである。そしてGが元禄元年十二月二十一日と月日まで特定しているのは、恐らく事実であろう。信頼できる資料がないのに日まで言及する必要のないことであり、『柳營日記』『徳川実紀』を見ても、年末が新規の採用や加増や昇任が集中して発令される時だったからである。ただし、年末に扶持支給が言い渡される

のは翌年からの扶持については、四世が実際に部屋住の扶持を頂戴するようになったのは19歳の元禄二年からであろう。資料Gを書いた林信充は、資料の一つとして提供されたであろうFの「十九歳」説と、別に入手した扶持米支給決定の年月日とを機械的につないで、元禄元年に19歳だったよう記述し、それに基づいて元禄八年(乙亥年)に26歳としたものと推測される。そう考えれば、資料Eとの1歳のズレも納得できる。そうした見地から、三世の年齢については、資料Eの元禄十一年28歳説に従ってゆくことにする。

資料E・F・Gともに、三世勝氏が將軍所持の「御鼓」を預かったことと、それに浅黄色の調べを掛けて打つことを認可されていたことに言及している。將軍所持の面や鼓(献上された逸品だったはず)を預けられるのは、名手にいい道具を貸与してその使用を許可する一種の褒賞制度である。『享保六年書上』の小鼓観世新九郎分や太鼓観世左吉分に台徳院様(秀忠)・大猷院様(家光)時代に鼓・太鼓を預かった由が見えるので、常憲院綱吉時代に始まったことではなかったが、綱吉はその褒賞を多くの役者に適用した。三世が預かった多武峰の折居(鼓筒製作の名手)作の筒の蒔絵についてF・Gに同じ記述が見えるのは、GがFを資料にした結果であろう。預かった御鼓などは本人の死去・引退後には返上する習わしだった。その名器(鼓筒)を預けられたばかりでなく、「浅ぎ調」を掛けて演奏することを認可されていたと三資料は言う。「浅葱調」はいわゆる紫調であり、紫調が実は浅葱色の調べである由は『四座役者目録』が強調していることである。その紫調認可は室町將軍時代からの慣習であるが、技芸に熟達の堪能にのみ認可されるのが常だった。將軍家光に紫調を許された三人を見ても、小鼓の幸小左衛門は52歳、大鼓の大蔵源右衛門は64歳、太鼓の観世左吉(重次)は46歳の時だった。それを三世が認可されたのは丙子年(元禄九年)とGは言うから、26歳の若さである。元禄六年に36歳で綱吉から紫調を許された太鼓の観世左吉(重治)は世人から「若紫」と異称されたと太鼓観世家の系譜は伝えているが、それより10歳も若い異常な紫調認可になる。能界の慣習を無視して最員の役者に

褒賞を与えた綱吉の横紙破りの所産に違いあるまい。ただし、紫調認可を乱発し、若手にまでそれを適用したものの、紫調の権威の失墜になることには配慮したらしく、金春三郎右衛門の紫調は綱吉が預けた鳴子に燕の蒔絵を施した折居作の筒を使用する場合に限って認めるといふ、条件付きの認可だった。そう明記してはいないが、Eは「御鼓ニハ浅き調かけ申候」、Fは「御筒ニ浅黄調緒奉_レ蒙_二御免_一候」、Gは「免_二許浅黄調緒於御筒_一」と、三資料揃って「御筒に」と限定していることから、右のように考えるべきであろう。『元禄十一年能役者分限帳』の他の紫調認可者の注記が、観世新九郎(小鼓36歳)・葛野市郎兵衛(大鼓49歳)・大倉喜右衛門(小鼓68歳)・幸小左衛門(小鼓40歳)の四人ともに「御鼓御預り(又は預ケ)/調御免」の形で「調御免」が紫調認可を示しているのに、28歳の金春三郎右衛門と31歳の幸清五郎(宝生座小鼓)の二人だけ「御鼓ニハ浅き調かけ申候」または「御鼓浅黄調かけ申候」なのである。若輩の二人は条件がつけられての紫調認可だったことが明白であろう。

切米支給・御鼓預けと紫調認可のみならず、三世は拝領屋敷まで与えられていた。能役者が江戸に住居を建てたための敷地を幕府が無償で貸与する制度は江戸初期からあり、貸与された土地は「拝領屋敷」と呼ばれた。金春大夫が寛永四年(一六二七)に『享保六年書上』、前後する頃に観世大夫が拝領している(観世文庫文書)のが早い例で、家元クラスの役者を主体に漸増したものの、『元禄十一年能役者付』では三百人を越える中の24人が頂戴しているだけである(観世座・金春座・宝生座各7、金剛座2・喜多1)。他人に貸すことも認められていた拝領屋敷を持つことは大きな特権であった。金剛大夫が拝領していないのに家柄でもない地謡方が拝領しているなどのアンバランスが目立ち、綱吉が自分の最前役者にその特権を与えた跡が明瞭である(約10名は綱吉時代の拝領らしい)。その恩典を蒙った一人が三世であった。三世が屋敷を拝領した長富町(永富町)は内神田の一角であるが、元禄十一年段階では9人が拝領屋敷を同町とし、三助(父親と同居していたか)以外の8人は現在の居住地を併記している。屋敷地を拝領したものの家を建てる

に至っていなかったのであろうから、拝領したのは元禄十一年の分限帳編纂の直前と推測される。9人中6人の後裔が天保十一年（一八〇〇）段階で拝領屋敷を神田松下町（三丁目）と報告しており（『重修猿楽伝記』）、そこも内神田に属する。昔はそこも長富町に含まれていたであろう。

資料F・Gが強調するように三世金春三郎右衛門は將軍綱吉の格別の愛顧を蒙っていた。右に見てきたような切米支給・紫調認可・拝領屋敷という年齢不相応の厚遇がそれに由来することは、言うまでもあるまい。

さて、視点を変えて三世の活動の跡を見てみよう。番組から確かめられる三世の最初の活動記録は、貞享二年の薪能への出演で、二日目（二月八日）の南大門の能に（三輪）、翌三日目の金春座御社上りに（弓八幡）を打っている（『薪能番組』）。当時15歳、元服直後のはずで、むろん三助名義である。元禄元年十一月の若宮祭、翌二年の薪能には参勤したが、それ以後は父だけが参勤し、三世三助は欠勤している。江戸で父以上に多忙だったためであろう。

江戸での最初の活動記録は、貞享五年二月二十二日の尾張藩江戸藩邸千代姫御覽能での（翁・九世渡・融）の3番である。その最初の出演記録が観世大夫がシテの「翁・脇能」であることが、能界での同家の地位の向上を物語っている。続いて元禄三年五月十一日（老中招請雛子）、元禄四年四月十八日（市谷宰相御膳上能）、元禄五年四月二十二日（市谷宰相家門招請能）、同六月十八日（市谷宰相松平讃岐守招請能）と、尾張藩邸での能には引き続き出演している（『尾張藩能番組』）。父三郎右衛門と一緒に出演した催しもあり、尾張徳川氏は大鼓金春家にとって加賀前田家に次ぐ有力な後援大名だった。三郎右衛門に改名した後にも、没する元禄十六年まで出演が続くが、三郎右衛門・三助父子が出演する尾張藩邸での催しは観世・金春・宝生・喜多などの幕府の能大夫が出演する催しに限られ、自藩の能役者で済ませる内々の催しにはほとんど出ていない。そこが加賀藩との違いで、恐らくは扶持を貰う形の後援を受けてい

たであろう加賀藩の催しには、内々の能にもしきりに出演している。

注目に値するのは22歳で〈関寺〉を打っていることで、前項に言及した金春大夫元信の11回の〈関寺〉を記録した「宝永四年今春重栄書付」の6回目の分が左の形なのである。

元禄五申八月廿六日 柳沢出羽守殿ニ而俄ニ御所望

金春大夫元信

関 寺

春藤源七

とうえん事
金春 三介

幸 清六

一噌 又六

亭主が時めく柳沢出羽守吉明(後に吉保)だったにしても、「俄ニ御所望」で〈関寺〉が演じられたことも驚きであるが、シテ・ワキは何度も経験しているベテランながら、囃子方は三助・清六ともに22歳、笛の又六も28歳で、むろん三人とも初役である。破天荒とも言えるこんな形の〈関寺〉が実現したのは、若手の力量を試してみたいとの柳沢の意向があつたことであろうか。それにしても、能界の慣習など無視した綱吉のやり方が側近の柳沢にもそのまま伝染している感を禁じ得ない。又六・清六・三助ともに次ぎに述べる『元禄御能組』の常連であり、綱吉お気に入り役者ばかりだった。亭主にも演者にも、君寵を笠に着る傾向があつたのではなからうか。

元禄五年までの三世三助の江戸での出演記録は『尾張藩能番組』の分だけに近くて惣じて僅かであったが、元禄六年から様相が一変する。観世文庫蔵『元禄御能組』の番組が元禄六年八月から始まって同十二年まで続き、綱吉周辺の催しに金春三助(三介)の名が頻出するのである。元禄七年分を例にとると、記載された13回の催しの12回に三助は出演し、計18番(舞囃子も含む)を打った内の6番はシテが綱吉だった。翌八年分でも、12回の催しのすべてに出演し、計15番打った内の8番がシテ綱吉である。元禄九年からは、催しが38種、舞囃子の比率が高まって一回に20番を越える曲目が並ぶなど、異常な状況になるので統計を取っていないが、綱吉が三世を格別に最上していたことは明瞭であ

る。資料Gが「常憲廟御舞曲之時、毎度召_レ勝氏_一為_レ御相手」と言うのは、事実に近い記述なのであった。三世三助が26歳の若さで紫調を認可され、切米の支給を受けたという元禄九年は、恒例の江戸城公家衆饗応能（三月十二日）に綱吉自身が（翁・氷室・羽衣・祝言）を舞うほど彼の能狂いが頂点に達し、三助の活動記録も最多の年であった。前述した三助の破格の厚遇が綱吉の能狂いの所産であることが、出演記録からも裏付けられるのである。

『元禄御能組』では元禄十年十一月十四日の柳沢邸御成の雛子まで連続して名の見えた三介が、同二十三日から翌年二月十一日までの11回の催しに、まったく名が見えない。同番組がそこで終わるため、その状態がいつまで続いたかはわからない。南都両神事参勤のため金春座衆が休暇を与えられる時期ではあるが、三助は元禄十一年の薪能には出演していない。その出演記録の中断と、後述する家督相続に際しての切米返上とを結び付け、三助が一時的に綱吉の寵を失った事態を想定してみたりしたが、それは考え過ぎらしい。元禄十一年三月十八日に綱吉が尾張中納言綱誠邸に御成した際には、出演しなかった金春三助も楽屋に詰めているし（『尾張藩能番組』）、同年六月二十五日の江戸城八重姫入輿祝賀能に、宝生大夫がシテの（翁・高砂）の大鼓を三助が打っている（『柳宮日次記』）からである。綱吉の養女八重姫が十三日に水戸宰相綱條の嗣子吉孚と結婚したのを祝うこの能は、開口付きの盛儀だった。綱吉お気に入り宝生大夫が「翁・脇能」を担当してもいる。その大鼓を機嫌を損じている役者が勤めるはずはあるまい。

右の祝賀能に「三介」と記録されているのが三世の三助名義の最後の出演記録で、翌元禄十二年三月晦日の尾張藩市ヶ谷邸紀伊中納言綱教招請雛子で宝生の（東北）を打った時から三郎右衛門名義に変わっている（『尾張藩能番組』）。二世金春三郎右衛門が隠居したのがその間で、嫡男の三助が家督を相続して三郎右衛門を襲名したに違いあるまい。それと同時に、三世が養子にした弟伝蔵が三助を襲名し、同年中に『尾張藩能番組』に新しい三助の名も現れるため、二世から三世への世代交替の時期が番組面ではやや曖昧であるが、二世の出演記録の消滅の状態から、元禄十二年以

後の三郎右衛門が三世であることは確実である。先代の隠居による相続などは年末に一括して認可されることが多かったから、二世の隠居、三世の相続も元禄十一年の年末だった可能性が強いであろう。

三助・三郎右衛門の両名義の三世の出演記録全体を通しての特色として、宝生相手の出演が増加していることが挙げられる。南都両神事はむろん金春座分にしか出演していないが、江戸城・尾張藩邸など、江戸での分は金春よりも宝生相手が多い。加賀藩邸の分は別にしてもである。將軍綱吉が最も臯貞したのが宝生であり、宝生大夫やその子弟の出演機会が増加したからであろうが、加賀藩主前田綱紀が貞享三年に宝生大夫に師事し、その子宝生嘉内を藩の江戸での能大夫に召し抱え（それが宝生分家の始まり）、いわゆる加賀宝生と呼ばれる現象を生み出すほど宝生流を臯貞し始めたことと、大鼓金春家が初代以来前田家の後援を受けており、藩邸の能に頻繁に出演していたこと（伝存する元禄末年の番組がそうで、それは番組の伝存しない時期からの慣習と推測される）が響き合って、宝生が三世と親しくなっていたことも重要な背景であったろう。綱吉の宝生臯貞の影響は加賀藩以外にも顕著で、三世父子が加賀藩に次いで出入りしていた尾張藩は、金春流だった田中半平を元禄十六年に宝生流に転向させている。それほど時めいていた宝生と前田家出入りを通して縁が深かったことが、三世の出演記録に反映しているのである。

ところで、前述した家督相続に際し、三世勝氏は部屋住時代に拝領していた五人扶持・切米五十俵を召し上げられている。資料Fは四世の書上であるから、「故三郎右衛門家督被_レ仰付_二候節被_レ召上_三候」と言うのはそう解釈すべきである。部屋住扶持の返上は普通のことだったが、切米はそうでもない。貞享二年三月に部屋住で切米百俵を頂戴した宝生九郎友春は、父の宝生大夫将監重友が同年八月十三日に没したため十月十九日に家督を継承したが、部屋住時代の十人扶持・切米百俵をも父の俸禄に重ねて頂戴し（由緒書）、それが後々まで宝生大夫の定禄となっている。扶持の継承は異例のことながら、切米は一度頂戴すれば子孫に継承されるのがむしろ普通だったようである。『元禄十一年能

役者分限帳』で切米を頂戴している家は、絶えた家を除けば大半が後代まで同額の切米を支給されている。部屋住時代に拝領の切米は家督相続後に扶持米と同じく返上するのが元禄頃には普通だったのであるうか。いずれにせよ、六人扶持(十石八斗)・配当米二十七石の家督を継承して部屋住時代の五人扶持(年九石)・五十俵(五十石)を返上するのでは、かなりの減俸になる。当主のみが貰える褒美金の類があったにしても、資料Fが「黄金・端物(＝反物)等品々毎度於御前「拝領仕候」と言うのは三助時代が主体であろう(続いて「其御時節御屋敷も拝領」とある点がそれを思わせる)から、家督相続後の臨時収入が減俸分を補うほど増加したとも考えにくい。この家督相続に伴う減俸を綱吉の愛顧の後退と関係づけたい気持を抱いたことは前述した。考え過ぎらしいとは思いつつも疑いを捨てきれないでいる。

だが、三世の三郎右衛門時代は四年半ほどの短期間だった。元禄十六年(一七〇三)に彼は33歳で早世してしまったからである。その没年を教える資料F・Jともに忌日を記さないが、七月九日以後らしい。三世晩年の出演記録は、元禄十四年九月から十五年九月にかけての加賀藩江戸藩邸でのまとまった番組が加越能文庫に伝存しているため、その間の分はすこぶる多く、藩主前田綱紀や宝生大夫(将監友春)や宝生嘉内(友春の子で加賀藩の江戸能大夫)がシテの能を30番近くも打っており、彼が前田綱紀から一定の扶持を貰う加賀藩准専属の大鼓役者だったことが推測されるが、綱紀が金沢に戻った十五年後半から記録が激減する。元禄十六年分では、一月二十二日尾張藩邸での老中饗応雛子の〈竜田〉、三月十一日の江戸城公家衆饗応能の〈東北〉(シテ宝生、『柳宮日次記』)、七月九日の尾張藩邸本寿院御覧能での〈松風(宝生)・望月(田中半平)〉の3回分を見いだただけである。一月・三月の三郎右衛門が三世であることは確かであろう。四ヶ月の間隔を置いての七月分も、四世がすでに襲名しての出演だった可能性が皆無とは言えないものの、その後の空白をより重視し、三世の出演記録と見るのが穏当であろう。七月九日には〈松風・望月〉の2番を打つほど元気だったのに、病を得て急逝したらしい。資料Jは「病死」と明記する。

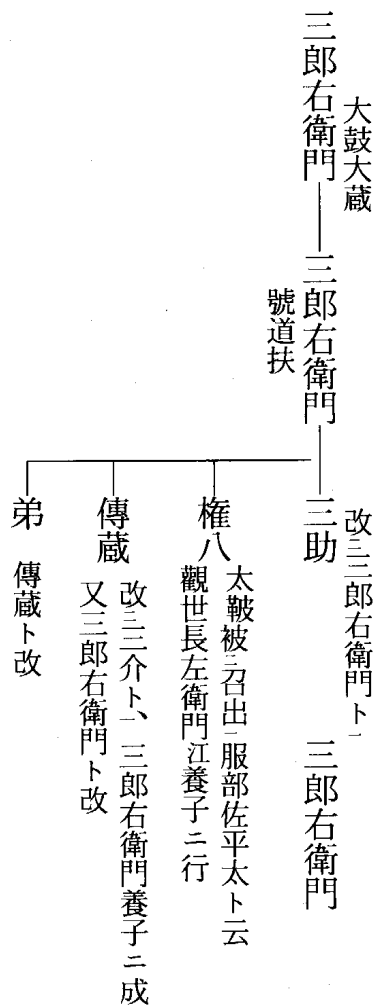
三世の諱が「勝氏」だったことは資料F・Gに明記されているが、法名については明確な伝えない。ただ、前掲の〈関寺〉の記録で金春大夫重栄が金春三助に「とうえん事」と肩書を加えて入るのは、同じ資料の三郎右衛門に「道扶事」と肩書しているのと同様に、同名の歴代を区別するため法名を注記したに相違ないから、「とうえん」が三世の法名だったと解される。筆者金春大夫重栄は次に述べるごとく三世没後にその未亡人が再婚した相手であった。信頼度の高い伝えと言えよう。文字は「道円」であろうか。初代が道可、二世が道扶ゆえ、上が「道」であることは確かであろうが、「えん」には「縁・延」など種々の字が考えられ、傍証なしには決められまい。

明和八年の『観世大夫家過去帖』は、初代・二世の法名を掲出して注記を添えた後に、法名の欄を空白にしたまま三世・四世についての注記のみを記しており、明和頃の三郎右衛門家がすでに三世・四世の法名についての伝えを持たなかったらしい。その三世分の注記には、「若名三助、改三郎右衛門勝氏。／勝氏之妻者鷺仁右衛門貞綱娘。／後妻ハ陪臣之娘。勝氏死後為七郎重栄／後妻一重休・氏綱二人産」とある(句読点・返点を付加)。妻についての記述が主体で、後妻が勝氏没後に金春大夫重栄(禅竹から数えて十世)と再婚し、重休(十一世休良)・氏綱(十二世)を産んだと言うのは事実である。金春大夫家の伝え(『金春古伝書集成』付載の「金春大夫家系図」参照)によると、二世三郎右衛門信勝の養女として再婚したらしく、名は「きく」で、明和二年(一七六五)に87歳で没したとあるから、勝氏が没した元禄十六年には25歳であった。勝氏の前妻については格別の伝えがない。その父の貞綱は鷺仁右衛門家の二世(法名宗慶)である。三世鷺仁右衛門は元禄十一年に25歳であり、その妹になる。

三世には大鼓または太鼓役者だった三人の弟がおり、その一人を家督相続以前に養子にしていた。その養子を初めとする三人の弟については、四世の項に言及する。

【7 四世 金春三郎右衛門(伝蔵・三助)繁元(清勝)】

四世は二世の三男で、三世の弟である。初名が伝蔵で、その名で加賀藩に仕えたが、兄の養子となって三助に改め、兄が早世した後に家督を嗣いで三郎右衛門を襲名した。三世の弟で二世の三男であることは資料Gに明記されているが、能楽研究所蔵『四座家之系図次第』(黒川真頼旧蔵本。同系の系図が他にも伝存。享保初年頃の編纂と認められる)など、江戸期に比較的流布していたらしい史料が四世の兄弟関係を把握するのに有用なので、同書の太鼓金春又右衛門家と大鼓金春家とを一緒に釣書にした系図(金春弥七郎から書き始める)の内の、大鼓金春家の始祖以後の分だけを掲出しておく。(返点を補った)



四兄弟の長男三助が三世、三男伝蔵が四世である。四男で兄の名跡を嗣いだ弟伝蔵については別節に言及するので、他の三郎右衛門家系譜資料に名の出ない次男権八について先に述べておこう。

二世三郎右衛門信勝に権八(郎)なる子がいたことは、「観世権八系図」(後述)など他にも傍証がある。次男とする右の系図の説は素直に信用していいであろう。その権八が養子になった観世長左衛門は、観世座に属して八人扶持・配当米二十石を拝領した家——能楽資料集成の『能楽諸家由緒書』に享和二年の由緒書が収められている観世座太鼓方

観世権八郎家。初代は梅若三郎左衛門——の二代目で、その由緒書と『元規遺事』所載の「観世権八系図」（本家筋・師匠筋だった観世左吉家に伝来した系譜資料に基づくらしく、内容正確）によると、初代の観世左吉重次の養子だったが病気を理由に奈良に退身していた観世左吉重広（法名宗世。十世観世大夫重成の次男。延宝七年（一六七九没）の智養子であつた。養父宗世が観世座を離れた形だったので、観世座に戻るために地謡の梅若の養子になる形を採つたのである。もともと太鼓の修行をしていたので、家督を嗣ぐ際に太鼓への転業を幕府に願い出て認可され、同時に姓を梅若から観世に改めたと由緒書に言う。『元禄十一年能役者分限帳』にも観世座太鼓として名が見え、実父が谷権兵衛、「寅年五十一」と注されている。公家衆御馳走能などで時服を拝領し、元禄十二年（一六九七）七月に隠居した由を由緒書が言い、「観世権八系図」は諱を「重純」、法名を「可久」、正徳四年（一七二四）九月四日卒とする。享年67歳である。二世金春三郎右衛門（道扶）の次男権八がその観世長左衛門の養子になった年月は不明であるが、権八の弟の伝蔵が父宗扶の願い出によって加賀藩の大鼓に召し出された元禄七年（資料一）よりは前であろう。権八の活動の実態が少年期から太鼓の修行を積んでいたことを思わせるからである。すなわち、彼の家督相続以前の出演記録としては『元禄御能組』の四回分を見いだしただけであるが、元禄十年四月九日の江戸城本丸での日光門跡（公弁法親王）饗応能（徳川実紀）が「拍子（＝囃子）の御遊」とするのは誤りが最初で、宝生大夫の（大木）と観世大夫の（道成寺）の太鼓だった。二度目が五月九日本丸千代姫饗応能での（邯鄲（盤渉））（シテ稲葉丹後守正往）、三度目が五月十三日本丸御台様御覧能の観世大夫の（道成寺）で（四度目は二之丸での囃子（春日童神））、初期の記録からかなりの難曲を打っている。彼の年齢が不明であるが、兄の三世と弟伝蔵の中間と見なすと元禄十年には21歳である。家元の御曹司ではないから、十年近く修行した後でなければ（道成寺）は打たせてもらえないであろう。少年期に養子入りしたろうとの前述の推定は確度が高いはずである。元禄十二年に家督を相続した後の権八の出演記録では、元禄十五年九月十八日からの観世大夫重記京都

七本松勸進能で、初日に〈善界〉、二日目に〈翁・氷室〉、三日目に〈羽衣〉、四日目に〈乱〉を打ったのが目に立つ。なお、「権八(郎)」は、前述した観世宗世の初名の復活であり、養子になってからの名乗りであろう。

その観世権八が、宝永四年(一七五七)に西丸土圭之間番に召し出され(武士に取り立てられて「服部左平次」と姓名を改めた。資料Hは「服部佐平太」、由緒書は「服部権之進」とするが、「観世権八系図」の「左平次」が正しい。番組がそれを証している。綱吉が自己の能の相手役として猿楽を武士に取り立てて「廊下番」の名目で江戸城内に詰めさせたのを踏襲し、宝永二年に綱吉の嗣子として西丸に入った家宣の能の相手役として登用されたのが「土圭之間番」である。由緒書は召し出された年月を宝永四年四月とする。家宣周辺の演能記録たる『御内証御能組』(宝永二、八年)では四月六日までは「権八」、同十三日から「左平次」の名で記録されているから、その間の取り立てに相違ない。土圭之間番としての出演記録は『御内証御能組』にすこぶる多く、能だけでも三五〇番を越え、一五〇番以上は家宣がシテの曲であって、土圭之間番の太鼓役では随一の働き手であった。享保元年(一七五六)に土圭之間番が廃止されて小普請に移った後にも江戸城の催しに出演し続けたようで、享保六年からの『触流し御能組』では享保十二年から同十五年まで西丸での慰み能に彼の名が出る。御家人に列したので『寛政重修諸家譜』(巻第一五二七)に同家の系譜が載り、それは左平次を享保十五年没とする。推定生年に従えば享年52歳である。後嗣が二代続いて権之進を名乗っており、由緒書が土圭之間番に召し出されての名を服部権之進とするのは、それを始祖に及ぼした誤りであろう。「観世権八系図」によれば諱が「重勝」で、土圭之間に取り立てられた際に養父観世長左衛門の実子が能役者としての家督を嗣いで権八を襲名している。権八家は幕末まで続いた。(土圭之間番服部左平次については、田中亜紀子氏が平成10年3月に法政大学大学院に提出した修士論文「江戸城廊下番衆の活動―武士になった能役者―」の中に論及があり、出演記録など、すこぶる詳細に報告しているので、それを参照した点が多い。)

さて、四世は初名伝蔵の時代に加賀藩の大鼓役者であった。その召し抱えの事情や、兄三世の養子になって三助と改め、兄の急逝に伴ってにわかにか督を嗣いで三郎右衛門を襲名し、加賀藩大鼓役者の地位は末弟が伝蔵の名も嗣いで継承した経緯を示す好資料が、加越能文庫蔵「加賀藩能役者由緒帳」に含まれている。弟の伝蔵が享保十七年に藩に提出した文書の写しで、宛書(高田兵左衛門殿/津田林左衛門殿)を除く全文を掲出して置く。

覚

一 金三拾両
五人扶持

大鼓
金 春 傳 蔵
子二四十七歳

松雲院様御代宝永元年、御給金拾両・五人扶持ニ而被_レ召出_二候。右者、當三郎右衛門儀、伝蔵と申十二歳之時、元禄七戌年、御家来ニ被_レ召出_二被_レ下候様ニ与祖父道扶奉_レ願候ニ付、御懇之被_レ仰出_二而、当分金拾両・五人扶持ニ而被_レ召出_二候。其後御給金十両ヲ銀式十枚ニ又々当分被_レ仰付_二候。然處、兄故三郎右衛門実子無_レ之候ニ付、當三郎右衛門儀養子ニ仕度旨御家江奉_レ願候處ニ、元禄十五年、願之通被_レ仰付_二候得共、最前之通御家来並ニ而、御国江茂両度罷越申候。元禄十六未年、故三郎右衛門病死仕、跡式當三郎右衛門相續仕候。因_レ茲、私儀又々故三郎右衛門養子ニ仕、當三郎右衛門最前御家来ニ被_レ召出_二候通私儀被_レ召出_二被_レ下候様ニ与、是又故三郎右衛門病中奉_レ願置候趣、追而道扶奉_レ願候得者、段々御懇難_レ有被_レ仰出_二而、右之通ニ私儀被_レ召出_二候。御當代享保十巳年於_二御国_一金式十両御加増被_レ仰付、三十両ニ五人扶持被_レ下置_二候。以上

享保十七年子十二月

金春 傳蔵(花押) [資料J]

これによれば、四世が加賀藩に召し出されたのは12歳の元禄七年(一六九四)のことで、実父の二世三郎右衛門(家督上は二代前なので「祖父」と記している)が願い出たための新規採用であった。給与が十両・五人扶持でさほど高額でな

いのはまだ年少の故であろう。江戸役者（加賀藩の能役者には江戸在住の江戸役者と京都在住の上方役者と金沢在住の役者とがあった）としての採用であることは弟の例に徴して明らかである。それにしても、まだ12歳で一人前に働けるとは思えない段階での新規採用は腑に落ちない。何か背景がありそうである。加賀藩主前田綱紀が貞享三年（一六六〇）に宝生大夫友春に師事したことは5に述べたが、それが將軍綱吉の宝生鬮員に配慮しての選択だったことは言を俟たない。翌年の宝生大夫江戸勸進能に二百両を合力するほど肩入れしたが、元禄五年には友春の次男宝生吉之助（後に嘉内）が加賀藩江戸能大夫として十五人扶持で抱えられている。吉之助14歳の時である。綱吉鬮員の大鼓役者だった金春三助の弟権八が12歳で召し抱えられたのも、宝生吉之助と同様に、綱吉の御機嫌取りの一手段だったのではなからうか。採用から二年後の元禄九年四月に、金春伝蔵は五人扶持・三十両（増額されていたのであろう）の給与の五ヶ年分の拝借を藩に願ひ出ている（加越能文庫蔵「（能役者）由緒井一類附帳」）。兄か父の差し金に基づく願ひ出であろうが、かかるあつかましさも、綱吉の三世鬮員を笠に着てのことであつたらう。その翌年に伝蔵を三世の養子にすることを願ひ出たのである。実子のない兄三世の養子になるには加賀藩の家来の身分を離れる必要があつたからである。

それを願ひ出で認可されたのを資料Jは元禄十年とするが、資料Gは兄の養子になった年を十一年としていた。前もって加賀藩を離れる手続きを済ませた上で幕府に養子認可を申請したであろうから、これは矛盾ではなく、実際に兄の養子になったのは元禄十一年としてよからう。元禄十一年四月十一日の尾張藩邸（新屋敷）での御三家招請能で田中源之丞がシテの（翁・白楽天）を伝蔵が打っており（尾張藩能番組）、それがまだ伝蔵名義の点も、養子になっての三助襲名がそれ以後であることを物語っている。伝蔵時代の四世の活動記録で唯一管見に入ったのがそれで、16歳で「翁・脇能」を打ったことが彼の力量が凡庸ではなかったことを示しているよう。

元禄十一年当時三世はまだ家督相続以前の28歳で、急いで養子を定める必要のない年齢のはずである。それなのに

加賀藩に仕えて間もない弟を辞めさせて養子に定めたのは、特別の事情があったことを思わせる。綱吉による能役者の廊下番取り立てが相次ぎ、取り立てられた能役者が後継者の選定に困惑する事態も続出していたことが、実父(二世)に嗣子(三世)の養子決定を急がせたのではないかと想像しているが、証拠があるわけではない。綱吉の三世に対する格別の最厚が廊下番取り立てに結びついておかしくないことからの推測である。

四世の三助時代の活動記録は、三助を襲名しての初出記録でもある元禄十二年九月六日の尾張藩邸水戸宰相等饗応能での(老松・竜田)の後は、元禄十四年九月からの加賀藩江戸藩邸のまとまった記録(加越能文庫蔵『能楽番附』)まで飛ぶ。翌十五年閏八月まで続くこの番組に三助は30回以上名が見え、兄の三郎右衛門と同程度に活動している。殿様(前田綱紀)や宝生大夫がシテの能も時々打っているが、それは多く兄が担当し、三助は加賀藩能大夫の宝生嘉内や竹田権兵衛がシテの能を多く受け持っている。十四年九月二十五日の慰み能で殿様の(高砂)と宝生大夫の(安宅)を打ち、十五年六月四日の出入衆饗応能で宝生嘉内の(翁・加茂)を打っているのがやや目立ち、十五年正月二日の「御松拍子」(謡初)に兄と共に出演しているのが、当時の前田家と大鼓金春家の密接な結び付きを象徴している。

元禄十五年九月十八日からの観世大夫重記京都七本松勧進能には、観世座大鼓の観世勝次郎・葛野市郎兵衛が参加したにもかかわらず金春座の三助も出演し、初日に(柏崎)、二日目に(翁・水室)、三日目に(羽衣)を打っている。勧進能終了後の九月二十九日の仙洞御所での観世大夫の能でも、三十郎清親の(船弁慶)と観世大夫の(三輪)の大鼓が三助だった。その帰路に金沢に回り、半年前後滞在したようである。元禄十五年閏八月から十六年七月にわたる「金沢御能番附」(『能楽番附』)の内。前述の江戸での番附に続くもので、前田綱紀の在国中の金沢の催しのみを収めるに名が多出する。十五年十月二十九日の慰み能の(東北)(シテ不記。殿様と解される)が同番組での初出で、仙洞能の一カ月後になる。以後、能・囃子・一調などにしばしば出演し、殿様の能の大半の大鼓は三助が打っている。十五年十二月二十六

日に綱紀が舞った（豊干）もそうで、シテ方では宝生流にしかないこの能を打っているあたり、所属は金春座ながら宝生座の大鼓に近い活動を展開していたことの例証と言えよう。資料Ⅰは兄の養子になってからも「最前之通御家来並ニ而、御国江茂両度罷越申候」と述べているが、伝蔵時代と同様に家来並に二度加賀に罷り越した内の二度目が元禄十五年から翌年にかけてなのであった。綱紀の希望に依じての金沢下向だったろうが、同じ番組に「三介弟子梅沢」と注された「庄八」の名も見え（二月十日）、弟子の育成も兼ねての金沢滞在だったらしい。まだ部屋住の無給の身であり、そうした自由も認められていたのである。金沢の番組での最終記録は十六年四月十六日の殿様の能（井筒）だった。綱紀の参府（七月十四日発、二十五日着）に先立って御暇を頂戴して江戸に戻ったようである。

その直後に、七月九日までは活動していた兄（養父）の三世が急逝し、四世が家督を嗣いで三郎右衛門を襲名した。相続認可の月日などは不明確であるが、十七年正月二十二日の尾張邸本寿院招請能で（玉井・唐船）を打った三郎右衛門は四世に相違ないから、十六年の年末には相続していたと思われる。元禄十六年（二七三）までが三世の時代、十七年（宝永元年）からが四世の時代と把握していいであろう。

その四世の諱を、元文元年（二七六）の資料Gは「繁元」としている。が、十五世観世大夫元章編と認められる『將軍宣下能番組』は、宝永六年（二七三）家宣將軍宣下能に出演した金春三郎右衛門に「清勝」の諱を添え、正徳三年（二七三）家継將軍宣下能に出演の同人にも同様に「清勝」の諱と「三拾三歳」の年齢を書き添えている。享保元年（二七六）の吉宗の宣下能の三郎右衛門にも同じ諱がある。こうした諱や年齢を書き添えるにあたって元章が諸家から資料の提供を受けて調査していることが他の多くの役者への注記から明らかで——明和八年の『観世大夫家過去帖』の存在もその一証である——、「清勝」も三郎右衛門家に問い合わせた上での加筆に違いないと思われる。「勝」字が二世（信勝）・三世（勝氏）の諱と共通する文字であることも、四世の諱「清勝」説の妥当性を思わせる。Gの「繁元」説もむろん信

用すべきであるから、享保年間に諱を「清勝」から「繁元」に変更したと解すべきであろう。使用することが稀な諱は当時の能役者にも変更した例がすこぶる多く、四世と縁の深かった宝生大夫友春は良重・重章・重吉・孝和の四種もの別の諱を称しており、どれで代表させるべきかに困惑するほどである。四世が先祖の諱と縁のない二字を合わせた「繁元」の諱を採用したのは、姓名判断の類に影響されてであろうか。

四世の生年は、資料Jが元禄七年に12歳だったと言うのに基づいて逆算すれば天和三年（一六三三）生れで、兄の三世より12年下、父が47歳の晩年の子になる。それで計算すれば正徳三年には31歳であるが、『將軍宣下能目録』は同年の四世に「三十三歳」と注しており、2歳のズレがあることになる。どちらが正しいのか決め手がないが、すぐ下の弟の書いた資料Jに従うのが穏当であろう。その弟伝蔵は享保十七年のJに「四十七歳」と明記しているから、生れは貞享三年で、彼が書いた元禄七年12歳説に従えば四世より3歳下になる。長男と三男の間が12年、三男と四男の間が3年なのは、やや不自然ながらあり得ることである。天和三年生れと見ておきたい。

三郎右衛門を襲名してからの四世の活動は、先代を凌駕する活発さであった。綱吉の干渉がもたらした能界の混乱のさ中から、その余波の強かった家宣・家継時代を経て、混乱を收拾させた吉宗の時代にかけて活動したが、三郎右衛門襲名後の活動は、吉宗の能楽改革を象徴する『享保六年書上』が提出された享保六年（一七三二）を境に、前期・後期に分けて概観しておこう。

四世は六代將軍家宣のお気に入り役者だったらしい。宝永元年（一七〇四）十二月に綱吉の養嗣子として江戸城西丸に移った家宣の能楽愛好ぶりは、宝永三年六月から正徳二年（一七三二）三月（家宣は十月没）に及ぶ『御内証御能組』（宮城県図書館伊達文庫蔵）に明らかであるが、同番組所収の家宣周辺の催しに三郎右衛門は数多く出演している。家宣が年間に一二三番も舞った宝永五年を例にとると、三郎右衛門は計57番の能を打ち、その内の13番は家宣がシテだった。囃

子方は土圭之間番が主体で、五座の大夫が出演する催しや重い曲の場合に座の囃子方も加わる形だったらしいが、座の大鼓では三郎右衛門が際立って多く(葛野市郎兵衛の36番がそれに次ぐ)、土圭之間番並の出演回数である。翌宝永六年五月の家宣の將軍宣下祝賀能は前例のない五日間で、五日間ともに「翁・能4番・祝言能・狂言2番」の表能の定形通りの番組だったが、27歳だった金春三郎右衛門は、初日(三日)の〈翁・高砂〉(観世三十郎清親)、二日目(十五日)の〈是界〉(喜多七大夫)、三日目(十八日)の〈翁・難波〉(喜多七大夫)、四日目(二十一日)の〈道成寺〉(宝生大夫)、五日目(二十七日)の〈翁・氷室〉(観世三十郎)に出ており、三日分の「翁・脇能」を打っている。二日目は高安三太郎忠栄(31歳)、四日目は宝生弥三郎信方(観世流大鼓家元。37歳)が「翁・脇能」を担当した。年長の兩人が一日だけなのである。家宣の意向が強く反映した番組編成であったろうから、伝統的に重んじられてきた「翁・脇能」を年少の三郎右衛門が三日も担当している事実を、家宣が彼を最肩していたことの例証と言ってよかろう。もっとも、60歳の葛野市郎兵衛が三番目だけを五日とも独占して打っていることから、「翁・脇能」より三番目を重視する風潮が強まっていたとも考えられ、三郎右衛門が大鼓の第一人者として遇されていたとまでは言えないであろう。

ついでに四世が関与した他の將軍宣下祝賀能の番組を見ると、四年後の正徳三年四月五日からの七代家継の宣下能の時は、やはり五日間だったが、「翁・脇能」の担当は、初日・五日目が金春三郎右衛門、二日目・四日目が高安三太郎、三日目が宝生弥三郎で、家宣の時ほど片寄ってはいない。葛野市郎兵衛はこの時も三番目を独占して打っている。享保元年の八代吉宗の宣下能では、初日・三日目が宝生彦三郎、二日目・四日目・五日目が葛野九郎兵衛で、三番目を高安(初日・三日目)と金春とが分担している。

その五日目(九月二十七日)の三番目が宝生大夫友春の〈関寺小町〉であった。將軍宣下祝賀能でこの秘曲が演じられたのは初めてのことで、後代にも最後の宣下能となった十四代家茂の時の五日目(安政六年三月五日)に金剛大夫氏成

が舞っただけである。その盛儀の中での秘曲の大鼓を金春三郎右衛門が打っている。彼にとっては初役で、時に34歳だった。同じく初役だった小鼓の観世新九郎は29歳で、後にこの兩人が同日に紫調を認可されることになる。父の二世が三度、兄の三世が一度〈関寺小町〉を打ったことは前述した。四世は二度らしく、二度目は享保五年六月十五日、尾張藩市ヶ谷藩邸表舞台での姫君様御覧能〔尾張藩能番組〕。姫君様とは藩主尾張継友正妻の近衛家熙女のことらしいで、〈関寺小町〉のシテは前回と同じ宝生大夫友春である。父も尾張藩邸で一度〈関寺小町〉を打っている。

なお、三助時代から出入りしていた尾張徳川家には三郎右衛門時代にも引き続き参上しており、『尾張藩能番組』が四世の活動記録としては『触流し御能組』と並ぶ好資料になっている。元禄期から尾張藩との縁を強めてしきりに藩邸の能に出ている宝生大夫の相手をするものが多く、宝生大夫がシテの習い事の能の大鼓は多く三郎右衛門が打っている。享保五年の〈関寺小町〉もその一例なのであった。金春三郎右衛門家と最も縁の深かった加賀藩の、江戸藩邸でのまとまった演能記録が管見に入らず、尾張藩邸以上に頻繁に出入りしたであろう四世のそこの活動の跡をたどれないのが残念である。『仙台藩能組留』（宮城県図書館伊達文庫蔵）によれば、宝永七年四月一日と正徳二年三月二十一日の仙台藩邸での能に三郎右衛門が出演しているが、シテは観世大夫か子の三十郎である。藩邸で五座の大夫に能を舞わせる時には自藩の三役ではなくて幕府の役者を呼んで相手をさせるのが、諸藩に共通する慣習だったらしいから、三郎右衛門も多くの藩の藩邸に出入りしていたであろう。

享保六年からは、江戸城での能の催しの大半（私的な奥能の類は除く）が『触流し御能組』に詳細に記録されるようになって、四世の江戸城での活動は詳細に把握できる。一々具体例は挙げないが、先輩の葛野市郎兵衛は正徳五年に没し、享保以降は金春三郎右衛門が大鼓方の第一人者であった。『享保六年書上』の提出に際して彼が葛野九郎兵衛（政賀）・高安三太郎（忠栄）と共に若年寄に書上提出を命じられたことは二世の項に述べたが、その書上は、初代（三

世についてはやや具体的であるが、自身のことは資料Fに続けて「文照院様西丸被_レ成_二御座_一候時節より私義も毎度御銀・端物等拝領仕候」と言うだけである。文昭院家宣からの拝領物のこと以外は何も彼の事績が判明しないが、林信充の『巨鼓紫調記』が若干は四世の享保以後の経歴を語ってくれる。資料Gに続く部分を、列座の諸役人の列挙部分と両人の演奏が人々を感動させたことを難字を連ねて述べた部分のみを省略して引用しよう。資料Gとほぼ同じ方針で校訂したが、底本に脱している一部の返点を補った。

（於_レ是繁元改稱_三助_一、後稱_三郎右衛門_一）／常憲廟／文昭廟兩世之間、御舞曲之時、每_レ度召_三繁元_一為_二御相手_一。／今尊大君吉宗公享保十一年丙午八月廿七日、西丸若年寄松平能登守乘堅、召_三繁元於其宅_一傳_三台命_一、達_三繁元可_レ勤_二西丸御奥御用_一之旨。繁元謹拜_三恩命_一、乃脩_三誓約之文_一、直被_レ召_三御奥_一。嗣君／大納言家重公在_二御於西丸_一、御舞曲之時每_レ度召_三繁元_一為_二御相手_一。享保十四年己酉七月廿四日、蒙_三台命_一、繁元及嫡子三助盛敏、相_レ勤從三位左中将兼右衛門督宗武郷之御奥御用_一。宗武郷者大君之御也。大君之御次男也。享保十七年壬子正月十七日、若年寄本多伊豫守忠統召_三繁元於其宅_一傳_三台命_一、達_三從三位左中将兼刑部郷宗尹郷巨鼓御稽古之事_一。宗尹郷者大君之御也。男也。是時奉_レ稱_三小五郎殿_一。繁元蒙_三如_レ此恩命_一、家藝之采何以加_レ之哉。然後繁元每_レ度為_二御稽古_一伺_三于本城御廣式_一、享保二十年四月七日、本城有_二御能_一。乃依_レ為_二勅使葉室前大納言頼胤郷・冷泉前中納言爲久卿・院使園前大納言基香郷之御饗応_一也。是日御能未_レ始之時、觀世新九郎恭豊・金春三郎右衛門繁元、被_レ召_三大廣間下縁_一、恭豊・繁元着_三素袍烏帽子_一出_二於御幕_一伺_三候于御舞臺通之縁_一。若年寄本多伊豫守忠統・西尾隱岐守忠直・水野彦岐守忠定列_三座于御簾前廣縁_一……於_レ是伊豫守忠統述_三恩命_一曰、恭豊・繁元汝等誠能達_三家藝_一、以_レ故被_レ許_三紫調_一云。同朋原田順阿弥・山本春阿弥、各載_三紫調於廣蓋_一而渡_レ之。恭豊・繁元拜_三手稽首奉_レ感謝_一之、且拜_三戴_一之、退入_三于御樂屋_一。各懸_三紫調_一、少焉御能既始、翁・高砂勤_レ之。笛座着_三嘘之時_一、恭豊向_二御前_一拜_三戴_一紫調、千歳舞留之後、繁元向_二御前_一拜_三戴_一紫調、而擊_三其調_一也。

…… 夫紫者貴色也。時蒙命賜、則足以為榮也。誠是家之譽、何以過之乎。於獻善哉、繁元克達、技藝不墜、家聲不啻得時世之譽、可以為後昆之美也。因述其由、以作之記云。元文元年丙辰孟秋仲旬。

從五位下守大學頭林信充識

〔資料K〕

紫調拝領の作法がわかるのでほぼ全体を引用した。享保二十年(一七三三)四月七日の勅使饗応能の際に観世新九郎と金春三郎右衛門が紫調を免許されたことは『徳川実紀』にも見える。新九郎恭豊は39歳、三郎右衛門繁元は44歳、享保元年に〈関寺小町〉の初役を一緒に勤めた仲だった。新九郎は同じ林信充に享保二十年八月中旬付の『小鼓紫調記』を書いてもらっており(観世新九郎家文庫蔵)、そちらがより長文で、「観世」の由来から述べる丁寧な内容である。その存在を知った三郎右衛門が遅れて依頼したのであろう。

資料Kは四世繁元の経歴としては、次の四点を教えてくれる。その一は、享保十一年に西丸奥詰を命じられ、吉宗の嗣子大納言家重の能の相手を勤めたことである。西丸奥御用を勤めるよう命じられたと言うだけで「奥詰」の語は用いていないが、江戸後期に奥詰を命じられた役者が必ず提出することになっていた誓紙(見聞したことを口外しないことなど)と同種であったろう誓紙を提出している点からも、奥詰と解して然るべきであろう。奥詰の制度自体が吉宗の時に成立したようである。大納言家重は享保十一年に16歳だった。この年五月二十一日に観世大夫清親が「大納言様御稽古之儀」を命じられており(享和二年由緒書)、家重が観世流の能の稽古を始めたことが知られる。家重は幼少から能・狂言を好んだようで、享保十年に元服して二之丸から西丸に移ってからは、江戸城の能は本丸では表能ばかりで、西丸能が主体だった。三郎右衛門と同じ八月二十七日に観世新九郎も西丸御用を命じられており(『小鼓紫調記』、その頃から家重の稽古が本格化したのであろう。

その二は、享保十四年七月二十四日に嫡子三助盛敏と一緒に吉宗次男宗武(後の田安宗武。時に15歳)の相手を命じ

られたことである。宗武も能を好み、兄と同じく観世大夫の指導を受けた。同年九月に元服したが、閏九月二十五日の二之丸（宗武の居所）での能は、『触流し御能組』が「右衛門督様始而被遊候」と注する能7番・狂言7番の催しで、宗武は〈嵐山〉と〈小鍛冶〉（「御好」と注記があり、吉宗所望による追加であろう）を舞い、他の5番のシテも近習らしい素人である。この催しに三郎右衛門も子の辰三郎（後の三助）も出勤したが、宗武の能の大鼓は2番とも近習らしい弥十郎が打ち、金春父子は他の5番を担当している。宗武周辺の近習たちに教えることも職務の一部だったろう。

その三は同十七年正月十七日に吉宗三男小五郎（後の一橋宗尹。時に12歳）の大鼓指南役を拝命したことである。これは「御稽古」であり、大鼓を教えたものと解される。

右のように將軍吉宗の三人の子の相手を命じられたのも、將軍周辺の四世への評価が高かったからこそであろう。そうした評価が、『巨鼓紫調記』の主題で同書が伝える四世の経歴のその四たる、享保二十年の紫調認可につながったものと思われる。当時の大鼓役者で紫調を許されたのは彼一人だった。

四世三郎右衛門の没年を伝える資料が管見に入らず、活動記録から推測するしかないが、『触流し御能組』では寛保二年（二五三）九月四日の日光門跡饗応能での〈蟻通〉が最後、『尾張藩能番組』では同年九月二十三日の水戸様紀伊宰相様御招請御囃子での〈東北〉が最後の出演記録である。子の三助がしばらくその名のままで出演し続けているから、寛保二年に没したわけではないらしい。延享二年（二五五）九月一日に八代將軍吉宗が隠居し、家督を嗣いだ家重の將軍宣下祝賀能が十一月三日から五日間行われたが、その初日の〈鞍馬天狗〉を三郎右衛門が打っているのが、四世から五世への家督相続が済んだことを思わせる最初の記録である。隠居による相続とも考えられるが、四世三郎右衛門の名が番組に現れなくなって三年を経ての襲名であり、先代の病没に伴う相続・襲名と見なすのが自然であろう。寛保二年から延享二年までの期間を狭める材料がないが、五世襲名の前年の延享元年とすれば、四世の享年は53歳である。

四世の法名を伝える資料は管見に入らない。四世だけでなく、以後の歴代がみなそうで、五世以後は系譜資料が分限帳以外は皆無に近いのである。五世以後の経歴についての考察がこれまでと様変わりするのは、そうした事情に基づく。

三世・四世ら四人兄弟の末弟で、三世没後に四世の前名「伝蔵」を襲名して加賀藩に召し抱えられたことが資料Jから知られる伝蔵については、大鼓金春流と加賀藩との関係について考察する別節に述べることにする。